

令和 6 年 2 月 21 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 3 号



令和 6 年 2 月  
第 433 回長野県議会(定例会)会議録 (第 3 号)

令和 6 年 2 月 21 日 (水曜日)

出席議員 (55 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
21 番	花 岡 賢 一	49 番	宮 澤 敏 文
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
26 番	百 瀬 智 之	54 番	風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二  
56 番 萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

47 番 毛 利 栄 子

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一  
副 知 事 関 昇 一 郎  
危機管理監兼危  
機管理部長 前 沢 直 隆  
企画振興部長 清 水 裕 之  
企画振興部交通  
政策局長 小 林 真 人  
総 務 部 長 玉 井 直  
県民文化部長 山 田 明 子  
県民文化部こど  
も若者局長 高 橋 寿 明  
健康福祉部長 福 田 雄 一  
環 境 部 長 諏 訪 孝 治  
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀  
産業労働部長 田 中 達 也  
産業労働部営業  
局長 合 津 俊 雄

観 光 部 長 金 井 伸 樹  
農 政 部 長 小 林 茂 樹  
林 務 部 長 須 藤 俊 一  
建 設 部 長 新 田 恭 士  
建設部リニア整  
備推進局長 斎 藤 政 一 郎  
会計管理者兼会  
計局長 宮 原 茂  
公営企業管理者  
企業局長事務取扱 吉 沢 正  
財 政 課 長 新 納 範 久  
教 育 長 内 堀 繁 利  
教 育 次 長 米 沢 一 馬  
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦  
警 察 本 部 長 小 山 巖  
警 務 部 長 小 野 田 博 通  
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇  
議 事 課 長 矢 島 武  
議事課企画幹兼  
課長補佐 蔵之内 真 紀  
議事課担当係長 風 間 真 楠

議 事 課 主 事 千 野 美 理  
総務課課長補佐  
兼経理係長 山 本 千 鶴 子  
総務課担当係長 津 田 未 知 時

令和6年2月21日（水曜日）議事日程

午前10時開議

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

危機管理建設委員長の報告案件（日程追加）

---

本日の会議に付した事件等

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

危機管理建設委員長の報告案件

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、毛利栄子議員から本日及び明日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

---

●各党派代表質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、各党派代表質問及び知事提出議案を議題といたします。

発言を許します。

新政策議員団代表小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）皆さん、おはようございます。新政策議員団を代表し、質問をいたします。

新型コロナウイルスのパンデミックは、人、動物、環境の健康と健全性が相互に密接につながり強く影響し合っているワンヘルス・アプローチを決して忘れてはならないという教訓を私たちに迫り、世界を覆う気候変動、大災害の頻発化は、地球の限界を突きつけています。そして、日本で急速に進む少子化の中で、なぜ子供を持つことを望まないのか、なぜ子供たちが子供らしくあることに生きづらさを抱えているのかという根源的な課題に正面から向き合っていく責任を、私たちは強く自覚しなければなりません。

こうした地球の、そして社会のこれからについての問いかけに向き合うときに、県が総合計画で掲げる「しあわせ」や「ゆたかさ」をどのように実現していくのか。その創造には、知事もよくおっしゃってきた共感力という言葉に糸口があると感じます。人間と動物の決定的な差、

つまり人間の本質は共感力にあるとゴリラの研究から喝破したのは山際壽一元京都大学総長ですが、この相手をおもんばかる力、共感力を育てていく素地となっていくのが、まさに学びや文化力にあると考えます。

そして、激動する予測困難な時代を迎え、レジリエンスを高め、持続可能な真の豊かさを創出するため不可欠なのは、多様性を分かち合える寛容な社会です。多様性、ダイバーシティーの尊重は、インクルージョン、包摂性がなければ実現し得ないものですが、この多様性と包摂性をつなぐかけ橋となるのは、まさに共感力にあります。多様性を共感力で包摂性につなげていくことが、これからの一人一人の幸せ、ウェルビーイングの創出には欠かせないものであり、これまで後れを取ってきた意識ではないかと考えます。そんな問題意識を視座に据えながらまず質問をさせていただきます。

私たちがつくってきた社会は人工物ですが、あらゆる制度や建物、あるいはまちづくりが多様性と包摂性に寄り添ったものなののかについては、問い返しを重ねていかなければなりません。

昨年「ハンチバック」という小説で芥川賞を受賞された重度障がい当事者の市川沙央さんが述べられた「日本では社会に障害者はいないことになっている」というコメントは、共生社会が少なからず前進してきたと感じてきた自分に重い問いかけをぶつけました。

障害とは、人がつくった環境やルールによって発生する困り事であり、障害は社会の側に存在する。障害者の権利に関する条約に示された障害の社会モデルに立脚しますと、町を見渡しただけでもまだまだ高いハードルを抱えていますし、私たちの意識、行動も大きな変容が必要と考えます。障害の社会モデルの理解や普及について、実態に対する知事の課題認識とともに、この理解の創出と行動変容を促すため何が必要と考えているのか、具体的取組も併せてお尋ねいたします。

そして、子供たちの学び、教育に目を向けましても、特別支援学校と地域の学校は、構造的には学籍という籍で分かれていて、その障壁に気づかなければ根源的な矛盾も見えてこないと感じます。学校や学びの機会における共生と共学の保障、原学級の保障に対して知事はどのように考え、また取組が必要と考えているのか、併せてお尋ねいたします。

子供の一人一人の特性は異なり、それぞれが何かしら持っている生きる力を伸ばし、育てていく学びの環境が必要とされています。急速に進むデジタル技術の進展は、あすればこうなるというような社会のシステム化を促しますが、ともすればその原理に合わないとなみなされると排除する力が働いてしまわないかと憂慮する中で、インクルーシブとは対極であるその力から子供たちを包んでいかなければなりません。

多様化する子供の学びへのニーズに対し、それぞれの最善の利益に寄り添うとき、個々の実情に応じた学びの保障をしていくための最適な学びの場の確保は急務であると考えます。知事

は、この学びのニーズに対する多様性をどのように捉えているのか。また、学びの場の選択肢を拡大していくための県の考え方について伺います。

不妊治療、妊娠期、産後、更年期など女性特有の健康課題や疾患、また、家族の病気や事故、介護など、女性がライフステージの変化やライフイベントとともに直面したり抱えたりする心身の困難は、著しい就業への不安や物理的制約を生むものの、表に出しづらかったり、黙っていたほうが楽という諦めの中で、見えづらいがゆえに適切なサポートが行き届かない状況を招いてきました。

私は、昨年、佐久市の市民大学である佐久平女性大学で、この女性特有の心身の困難のように、人に言えない、目に見えない、気づかれにくい状態のことをサイレントダイバーシティと名づけて説明されている講師のお話をお聞きしました。

まず、この気づかれにくく女性活躍の障壁となっている状況に、社会が、企業がいかに寄り添っていくかは、大変重要な視点であると考えます。このサイレントダイバーシティと名づけるような課題といかに向き合っていくのか。まず県組織においても取り組むべき課題と考えますし、広く社会全体でも理解を深めていくべきものと考えますが、知事の見解を伺います。

そして、女性特有の健康課題に対しサポートするツールとして、女性のフィメールとテクノロジーを掛け合わせた造語であるフェムテックが注目を集めています。人に話すことがタブー視されてきた女性の健康やライフイベントによる悩みを企業や社会全体で共有し、共に解決していく方策としての新しいテクノロジーの活用が期待されています。

経済産業省では、フェムテック企業の製品やサービスと一般企業や自治体との連携を生み出すべく、フェムテックを活用したサポートサービスの実証事業に取り組まれています。実証事例を見ますと、民間のテクノロジーを生かしながら女性のQOLを高めていくための取組が並びます。これまで話すことさえタブー視されてきた女性の悩みや負担を共有し、助け合っていく風土、文化をつくっていくため、フェムテックの活用について、産学官の連携を生み出すような取組を県が中心となって取り組んでいったらいいのではないかと考えますが、知事の認識を伺います。

そして、多様性を尊重し包摂していくために、サポートの工夫をしていく社会づくりが、予測困難な時代に耐え得る持続可能な幸せや心理的安全性を高める暮らしの創出の基軸になっていくべきものであり、それは、様々な権利との向き合い方を丁寧に進めていくことと重なります。知事が目指すあるべき社会像に向けた多様性の尊重と包摂性、共感力への思いについて伺います。

続いて、少子化・人口減少対策についてです。

急速に進む人口減少、少子化に歯止めがかかりません。経済情勢や雇用環境、価値観に至る



まで、若者や子育て世代を取り巻く全てがかつての時代とは大きく異なっており、少子化という現実、そのリアルに迫ることができなかった私たち大人社会に対する無言の採点表と受け取らなければなりません。

少子化、その対策をめぐる大きなハードルは、その要因が複合的に絡み合い、何かをすれば即効性が見いだせる課題ではないということをもまず認識しなければなりません。個別分野の施策や事業が羅列的に並べられるだけでは、解決には至りません。少子化の波を反転させていくため、若者・子育て世代全般にわたる政策の構想力と戦略性が不可欠です。相乗効果を生むための施策の組み合わせや優先順位、その手順など、効果を高めていくための戦略的取組について、これまでの取組を踏まえ、どのように再構築していくお考えなのか、知事に伺います。

県では、子育て家庭応援プランとして、保育料減免支援の拡充、子供医療費助成の拡充、子ども・子育て応援交付金の創設など関連予算を令和6年度予算案に計上、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組む方針を示しています。この取組により、市町村においては、余裕が出る財源を活用して、県の考える戦略性との整合性を図り、具体化を図る取組を進めてもらうべきと考えますが、県としてこういった取組への活用を市町村に期待しているのか、伺います。

また、この支援策拡充の方針が示されたのは1月であり、2030年までがラストチャンスと言われる中で、今年度、市町村におけるより効果的な事業立案、予算編成ができるのか、憂慮いたしますが、県ではどのように認識されているのか。以上2点、知事に伺います。

チャイルドペナルティーという言葉があります。それは、子育てをする保護者は、そうでない人に比べ賃金が低く、貧困に陥りやすいという課題を指す概念ですが、今日まで育児や子育てを特に母親に任せ、教育費も含めその負担の責任も親に押しつけてきた日本の社会が背景にあるとも言えます。

これまで、様々な出産、育児、子育てへの支援施策が拡充されてきたものの、心理的安全性が確保されず、子供がいたほうが不利と思われてしまうような風潮は、政治や行政の政策に込めた思いが届いていないようにも感じます。出産や子育てについて、社会が包んでいくように安心・安全の土台となり、伴走者になっていく、共同体としてあること、その文化をつくっていくための決意を若者や子育て世代に届けていくことは、政治リーダーの大きな使命です。子育ての社会化をどのように育み、社会が出産・子育ての安心の伴走者である旨のメッセージをいかにして届けていくのか、知事のお考えを伺います。

本県の50歳時未婚率は、2020年、男性が約27%、女性は約14%で、それぞれ30年前の約5倍と、未婚化が急増してきました。一方で、結婚された夫婦が持つ子供の数は大きくは減少しておらず、何らかの形で未婚率の低減を図らなければ、出生の増加には結びつきません。

一方で、男女とも8割以上がいつかは結婚したいという意思は持っており、意思を持ちなが



らもその実現ができていない方の割合が高いことを認識し、その要因を捉えながら対策を講じていくことが必要です。

まず向き合わなければならないのは、将来にわたる経済不安です。雇用と収入の安定は、婚姻にも大きなハードルになっています。

国の研究機関の調査では、男性におきましては、定職に就いているほど、年収が高いほど結婚率は高くなっています。非正規雇用の増加、社会保障や消費税など負担が高まる中で、給与の変化が見通せず将来不安に包まれた状況は、意思があれば結婚できる、お金がなくても結婚していたという高度経済成長期の経験とは大きく異なります。結婚を希望する若い世代にとって、雇用と収入の不安定さは婚姻の大きなハードルであり、若い世代の正規雇用化を支援することが重要と考えますが、県の取組について産業労働部長に伺います。

人口減少を人口移動という角度から見ますと、コロナ禍で一旦止まったかに見えた首都圏への一極集中が再加速化しています。長野県における圧倒的転出者数を占めるのが、18歳から24歳の女性です。その背景には都会への憧れがあり、また、転入してくる方の割合は圧倒的に女性が少なく、女性は一旦長野県から出てしまうとなかなか戻らない傾向、女性に選ばれない実態が見てとれます。

グローバル都市不動産研究所が上京経験がある20歳から29歳の女性に行った意識調査では、上京の理由として、都会への憧れ、地元、親元から離れたい、交通の便がよい、趣味をより楽しみたいという理由が際立って高くなっています。まずは都会に行ってみたいという憧れはよく理解できる一方で、この意識が変わらない限り、若い女性の転出はこれからも続いていくものと認識しなければなりません。

都会と地方の決定的な差は、自由な移動です。都会には、徒歩や自転車、バスや鉄道をシームレスな接続で、自分の好みの衣食住へのアクセスと生活に高い利便性があります。一方で、長野県内では車がなければ生活できない現実と、町なかでも歩行者、住民目線の交通移動設計はかなっていません。

県は、昨年、厳しい経営環境にある地方鉄道やバスなど持続可能な地域公共交通活性化等に取り組むため、交通政策局を設置しました。しかし、利便性向上のための公共交通の在り方について、まちづくりや地域づくりとセットにした構想への議論が見えてきません。まちづくりや市町村も絡めた広域像と連動させながら、移動の利便性を見据えた取組、構想づくりが不可欠と考えますが、取組状況を交通政策局長に伺います。

県では、令和6年度予算におきまして、県有民営による幹線バス路線確保対策事業費約2億9,000万円が各交通事業者への車両購入・貸与費として計上されています。幹線バスが維持できないのは、バス利用者の減少、ドライバーの不足、燃料費の高騰、ライフスタイルの変化な

ど、複数の要因が絡まっています。よって、バスが必要なユースケースや利用を増やすシナリオは何かなど、最適なモデルを検討していくことが前提となるべきであり、これから、さらなる人口減少社会に対してバス路線を維持する最適なモデルを検討すべきと考えますが、県の見解について交通政策局長に伺います。

女性の憧れにとって、移動の自由と併せ、センスよく居心地のよい楽しめる町の存在は大きな要素になりますが、県内は、数十年前から駅前の光景が変わらず、若者の感性を刺激するに十分な環境が整わない課題もあります。

そのエリアをどんな空間にし、どんなテーマで人を呼び込みたいのか、どんな都市課題を解決する場所なのか等、コンセプトを基にした道路や公園、街区一帯を活用した魅力的なまちづくりの実現に向けたユーザー目線でのプロデュース型エリアマネジメントに対し、県の積極的、主体的な関与が必要です。市町村の求めに応じたアドバイスにとどまることなく、県有施設等も含め、県自らが創出できる町の空間も多いと考えます。

また、こうしたまちづくりに対する貢献とともに、ビジネスチャンスを見いだす民間投資を促すため、デベロッパーとの連携は、さらなる魅力創出にも不可欠であると考えます。こうした観点から、女性・若者を引きつけるまちづくりを県はどのように行っていくお考えなのか、建設部長に伺います。

女性の世代別就業率で、25歳から34歳の就業率が下がり、底となるというかつての課題はほぼ解消を見ていますが、その中身は、出産・育児支援制度等の対象とならないことが多い非正規雇用を含む比率となっています。そして、女性の正規雇用の比率を世代別にグラフにすると、見事なL字カーブを描きます。すなわち、出産を機に正規雇用から解かれたり離職されるなど、女性の雇用が安定しないことが見てとれます。

まず、出産、育児を機に退職される要因として、離職中の賃金の損失とキャリアアップ機会の損失があり、この克服が急務です。確かな育休制度の普及拡大など企業に果たしていただく役割は重要ですが、県では、出産を機に生じる女性のこれらの損失を克服し、就業を継続していただくためどのように取り組むのか、産業労働部長に伺います。

女性・若者の人口流出の一方で、移住したい地域ランキングが常にトップクラスにあることは、本県にとって大きな強みです。子供の未来に必要とされる力や将来像から、バックキャストで特色あるユニークな取組をされる地方の学校を探し、地方が織りなす自然や風土に存分に触れ合う暮らしや働き方への憧れと併せ、移住される首都圏の起業家やクリエイター、IT人材の皆様が增加していく教育移住の流れがここ数年続いています。こうしたニーズをしっかりとつかんでいくことが教育の選択肢拡大とともに必要と考えますが、教育移住推進に向けた県の考え方について知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 小山議員の御質問に順次お答え申し上げたいと思います。

まず初めに、多様性が尊重される社会についてということで何点か御質問を頂戴いたしました。

県の職員の皆さんにも、発信力、政策力と併せて共感力を身につけてもらいたいということはずっとお願いしてきております。まさに小山議員の御指摘のとおり、これからの社会を本当に安心して生きられる豊かな社会にしていく上では、多様性を尊重し、多くの皆様方が支え合って暮らしていくことができる、そうした社会をつくっていくことが重要だと私も思います。

人間は、本来共感力を備えていますが、仕事や立場で、どうしても心ではなく機能的な方向に人間の頭は行ってしまいます。特に、行政はそうした傾向がありがちだというふうに思います。私自身もそういう部分を心しながら取り組むとともに、県職員全体で共感力をもっと発揮できるように考えていきたいというふうに思っています。

まず、障がいの社会モデルの理解の実態に対する課題認識と行動変容が必要な取組という御質問でございます。

障がい者共生条例において、障がいの社会モデルの理念を記させていただいているところがあります。「障がい」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」とうたっているところでもあります。まさに我々はこうした考え方、理念を具現化していかなければいけないというふうに思っています。

県では、合理的配慮の提供等に取り組んでいかれる事業所を「ともいきカンパニー」ということで認定させていただいています。これまで、400を超える事業所の皆さんを認定させていただいているわけではありますが、例えば、筆談やコミュニケーションボードで配慮する。障がいのある方にしっかりお声がけをしてサポートをしていく。また、体温調節が難しい方に対しては膝かけ等を用意する。社内で手話トレーニングをする等いろいろな取組を行っていただいておりますし、この認定事業所は増加してきております。こうした合理的配慮に取り組まれる人たち、事業所がもっとも増えるようにしていかなければいけないというふうに思っています。

ただ、議員の御質問にもありましたように、この障がいの社会モデルという考え方が十分に浸透していない部分もあるのではないかとこのように思っています。私としては、まずそうした考え方の普及、それから、具体的な取組事例の普及と拡大、こうしたことをしっかり意識して、障がい者支援課という狭い組織だけではなく、様々な部門、県組織を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っています。

私が一番分かりやすいと思う事例が、天井高の低い車椅子レストランの話です。いわゆる健常者の人たちが立ってそこに入ると非常に不便。しかしながら、車椅子の皆さんにとっては全く支障がない。働いている方たちも車椅子に乗っていらっしゃいますので、健常者の皆さんは腰が痛くて大変ですね、大丈夫ですかと。あるいは、頭をぶつけるといけないのでヘルメットをお貸ししますよと。要は、社会的空間をつくり変えることによって、いわゆる健常者の人たちにとっては生活しづらい、逆に車椅子の方にとっては非常に快適、そういう空間が実現されます。

多数派に合わせた社会システム、空間をつくっているの、いわゆる少数派の皆さんにとっては非常に暮らしづらい。これがまさに障がいの社会モデルの本質だと思います。発想を逆転してみると、実は健常者と言われている人たちに不自由な空間、不自由な社会システムということで、立場が変われば少数派の皆さんと同じような困難に直面する。ぜひ多くの皆さんとこういう理解を共有して、長野県から障がいがある人もない人も共に生きる社会をつくっていきたいというふうに思っています。

続いて、共生と共学の保障に関する認識と今後必要な取組という御質問であります。

学びの場の理想像は、障がいがあるなしにかかわらず、希望する全ての子供が、合理的な配慮を受けつつ通常の学級で学ぶことだと考えています。ただ、今の状況は、必ずしも理想どおりにはなっていない、課題もたくさんあるというふうに思っています。

こうした理想を実現していく上で、例えば、1クラスの子供の数が多くてなかなかきめ細やかな支援が難しい状況や、学校の先生方の特別支援教育に関する支援力をもっと高めていくということ、学校関係者を含む社会全体で広く障がい、共生社会というものに対して理解を進めていく、こうしたことを全体として行っていかなければいけないというふうに思っています。

今後、具体的には、特別支援教育支援員等の配置の拡充や教員の特別支援教育に関する支援力向上のための研修の充実、さらには、学校に関わる関係者の皆様方の意識の醸成、こうしたことを教育委員会と共に進めていきたいというふうに思いますが、やはり目指すべき方向性のあるべき姿というものを常に意識しながら関係者の皆様と取り組んでいきたいと考えています。

続いて、学びのニーズの多様性と学びの場の選択肢の拡大についてどう考えるかという御質問でございます。

私は、学校教育の画一性を何とか打破したいということをいろいろなところで繰り返し申し上げてきておりますが、子供たちの学びのニーズは本当に様々だというふうに思っています。学校に行かない子供たちともお話ししましたが、学校に行かない子供の中には極めて能力が高い子供がたくさんいらっしゃいます。また、特定の分野に非常に優れた能力があったり関心があったりする子もいます。



その一方で、今の学校のシステムになかなか合わない、居心地が悪いと感じたり、学校の勉強になかなかついていくことができないような子供たちなど、本当に子供たちは様々です。しかし、今の教育システムは、小学校1年生はこれとこれをやりましょう、2年生になったら次はここまで行きましょうと決められてしまっています。そういうことを考えると、やはり子供たちのニーズをしっかりと受け止めて、それに合わせたシステムを我々が考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。

やはり学校自体を変えていくということが重要だと思いますので、今回の新時代創造プロジェクトの中でも、一人ひとりに合った学び実践校の設置に向けて教育委員会において検討を行っていただくことになっています。これまで、子供たちの特性、興味、関心に応じた学びの在り方についての実証研究を行ってきてもらっていますので、その成果をしっかりと生かして新しい学校をつくってもらいたい、私も一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っています。

それと同時に、学校以外の学びの場も重要だと思います。長野県は、これまで、信州型フリースクール認証制度や信州自然留学の推進、今回の予算案でもサマースクール、ウインタースクールの推進ということを入れさせていただいておりますけれども、アドバンスラーナーの子供たちに対する学習機会の提供も含めて、学校だけが学びの場ではないと私は思っていますので、学校以外の学びの多様性ということももっと進めていきたいというふうに考えております。

こうした取組は、子供たちにとってももちろん最重要だと思っておりますが、社会の活力を維持していく上でも不可欠だというふうに私は思っておりますので、教育委員会と連携しながら、学校、それから学校以外の学びの場の多様性の拡大の両面から取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、女性が直面する課題との向き合い方、県組織、社会全体での理解促進についてどう取り組むかという御質問であります。

御指摘がありましたサイレントダイバーシティという概念は、女性であれば誰の人生にも起こり得るものだというふうに思います。しかしながら、生理の貧困同様、これまで社会の中で見過ごされてきた部分ではないかというふうに思います。

職業生活においては、生理休暇や不妊治療休暇、介護休業などいろいろな制度が出てきています。しかしながら、知られたくない、相談しにくい、見えづらい、こうしたことから、なかなか言い出しにくい、あるいは、職場に迷惑をかけるのではないかということで、制度はあっても取得には抵抗感があったり壁があったりすることも現状ではないかというふうに思います。

経済産業省では、働く女性の健康推進に関する実態調査を行っておりますが、女性特有の健康課題が原因で正社員化やキャリアアップなどを職場で諦めなくてはならないと感じた経験が

ある方が4割を超えているという結果があります。男性も女性も、自分らしい仕事で活躍できる、自分らしい生活を送っていく上で非常に大きな課題だというふうに思いますし、経済的にも大きな損失を招いているおそれがあるというふうに思います。

県組織においては、全国に先駆けて不妊治療休暇を設けたほか、生理休暇などの各種制度の整備を進めてきているところであります。こうした制度を職員の皆さんが利用しやすくなるように理解の促進に取り組んでいきたいというふうに思います。

また、企業等に対しましては、専門家の派遣等により、職場環境の改善、理解増進を図っていくということを通じて、女性の皆さんがライフサイクルの中で直面する課題を乗り越えて自分らしく生きていくことができるように取り組んでいきたいとします。女性から選ばれる県づくりということを進めていく上で、御指摘いただいた点は重要な視点だと思しますので、そうした視点を持って取組を進めていきたいとします。

続いて、フェムテックについて、県が中心になって取り組んでいってはどうかという御質問でございます。

県内におきましても、大学や一部の自治体が参加する中でこうした取組が進んできています。助産師がオンラインで育児や復職に関する相談対応等を行うサービスや、女性特有の健康課題を男女誰もが体感する企業向けの研修プログラムなど、こうした取組が産学官連携による実証事業として行われてきているところでございます。こうした社会課題は、一方でビジネスチャンスの種でもあるというふうに思っておりますので、県としても、このフェムテックをはじめとするソーシャルビジネスへの参入を増やしていきたいというふうに考えております。

現在、信州スタートアップステーションを設置してソーシャルビジネスの伴走支援を行っているところでございますが、例えば、ここにおいても、先輩ママによる子育てママのための相談対応お弁当デリバリーサービスや、子供が本来持つ力を引き出すための音楽、農業、スポーツなどの体験型プログラムの開発、こうしたことに取り組む起業家に対する支援を行ってきているところでございます。今後とも、フェムテックをはじめとするこうした社会的な課題を解決するための取組を産学官連携でしっかり支援していけるような体制をより強化していきたいと考えております。

続いて、あるべき社会像に向けた多様性の尊重と包摂性、共感力への思いという御質問でございます。

冒頭申し上げたように、こうした観点は非常に重要だと思っておりますし、しあわせ信州創造プラン3.0におきましても、基本目標に「信州からゆたかな社会を創る」ということを掲げております。これは、経済的な繁栄とともに、環境と共生し、多様性が尊重され、健康で文化的な人間らしい生活が営まれる社会を目指していくという方向性を持って掲げさせていただ

ているところでございます。

一定程度経済的に発展してきた社会ではありますが、その一方で、精神的な豊かさが取り残されてきたのではないかというふうに思っています。また、物質的な豊かさの面でも、格差や貧困が課題となり、本当の意味での豊かな社会が実現しているとは思えません。

日本国憲法には、幸福追求権や生存権、教育を受ける権利、働く権利、こうした権利が掲げられているわけではありますが、今の状況下において、こうした権利が十二分に保障されているかということを見ると、まだまだ十分ではない点がたくさんあるというふうに思います。

今日的な視点から、こうした権利の実質化を目指して、女性、若者、子供の幸福追求や、所得が少ない方に対する支援、さらには、画一的な教育を提供することによって教育を受ける権利を保障しているとは全く思えませんので、多様な学びの制度化を当たり前にしていく、こうした視点が重要ではないかというふうに思っております。

これまでも、誰にでも居場所と出番がある県づくりということを進めてきましたが、県の政策推進に当たっては、今後とも人権の尊重や公正さ、多様性、包摂性を追求して、誰一人取り残さない、こうした観点を政策推進の共通の視点として持ちながら県政を進めていきたいと考えております。

続きまして、少子化対策の効果を高める戦略的取組の再構築についてという御質問でございます。

この少子化という現状であります。御質問にもありましたように、Aということがあったから少子化になっているという単純なものではないと思っております。様々な社会的、経済的な要因が複雑に絡み合って今の少子化という状況に立ち至っているというふうに考えております。

そうしたことから、この少子化問題、人口減少問題に立ち向かっていく上で、単に一つの政策を行うということだけではなく、社会経済の構造を変えていくような総合的な大きな戦略が必要になってくるというふうに考えております。

様々な施策を羅列するだけではなくという御指摘のとおり、施策を適切に組み合わせ、また優先順位、進めていく手順、こうしたものを明確にしながら取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。秋までには戦略を取りまとめていきたいと思っております。女性、若者をはじめ、当事者の皆様方も含めて、様々な皆さんの切実な声をしっかりお伺いする中で、行政だけでできないこともたくさんありますので、産業界、市町村も含めて県全体で推進していくような体制を構築して、この少子化・人口減少問題に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、子育て家庭応援プランによる財源を活用した市町村の取組についてという御質問でございます。



県としては、今回、子育て家庭を応援するため、かなり重点的に財源を配分させていただきました。今まで市町村の皆様方に牽引してきていただいております子供医療費支援についても、市町村からするとまだ十分ではないかもしれませんが、県としてはかなり思い切った財源を投入することにいたしました。

その結果、今まで市町村に行っていた部分に県の財源が入りますので、御指摘のとおり、市町村の皆様方から見れば、一定程度財源が生み出される形になると思っております。私どもとしては、子育ての経済的負担の軽減や保育環境の充実、こうした子供・子育て支援策の拡充に市町村においてさらに積極的に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。これは、私どもから、これをしてほしい、あれをしてほしいというふうに申し上げてきてはおりません。まさに、子育て支援は市町村の皆様方が問題意識を持たれているところでありますので、ぜひそうした部分に充当していただければありがたいというふうに思っております。

県の予算と市町村予算編成との兼ね合いではありますが、今申し上げたように、市町村にとって、この子育て支援は非常に重要なテーマでありますので、できるだけ早く県としての考え方をお伝えしようということで、昨年12月末に県としての方向性をお示しし、順次説明を行ってきているところでございます。そうしたことから、県の考え方については市町村に伝わっているというふうに考えておまして、市町村においては県の取組内容を踏まえた検討を行っていただいているというふうに思っております。

引き続き市町村の皆様方と十分連携を図りながら、この子育て支援、子供支援のさらなる充実を図っていきたいと考えております。

続いて、子育ての社会化をどう進めるのか、それから、伴走者である旨のメッセージをどう届けていくのかという御質問でございます。

出産、子育ては、本当に多くの経済的負担があり、また、子供を産み、育てたことがない方にとっては、やはり様々な不安なことがあるかと思えます。まさに御指摘いただいたように、社会全体で出産、子育てを応援していくよと、そういうメッセージが若い世代に伝わっていくことが重要だというふうに思います。

我々行政としては、先ほどの子育て家庭応援プランのように、経済的負担の軽減があったり、若い世代にとって魅力ある環境づくりであったり、こうしたものを市町村とも連携しながらしっかり進めていかなければいけないというふうに思っております。

その一方で、この行政の取組だけではなく、やはり社会全体でこうした若い世代を応援していくという雰囲気づくり、意識の醸成を図っていかなければいけないと思っています。こどもまんなか応援サポーター宣言を県としても行わせていただいておりますが、こうした取組を

もっと広げていかなければいけないというふうに思っています。

これまでも、例えば信州こどもカフェをはじめとして、身近な地域で子育て家庭や子供さんを応援しようということで一生懸命熱意を持って取り組んでいただいている県民の皆様方が大勢いらっしゃいます。私としては、行政として具体的な政策をつくり、それを実践していく、行動に移していくということはもとより、こうした多くの子育てサポーターの皆さん、子供たちや子育て家庭を温かく応援していこうという皆様方と問題意識や方向性をしっかり共有していくことが重要だというふうに思っています。そうした中で子育ての社会化というものを進めていきたいと思っています。

こうしたメッセージをどう届けるかということですが、抽象的な思いだけを伝えてもいけませんので、やはり具体的な政策と行動をまず明確にした上で、社会全体の取組、アクション、こうしたものを可視化、総合化していきたいと思えます。

要は、信州こどもカフェにこれだけ多くの人が関わってみんなが応援していますよということをもっと見える化していく。そして、総合化するというのは、ボランティアやNPOなど多くの皆さんと我々行政がもっともつつながって、全体として力を発揮していく、そうした総合化が必要だと思います。こうしたことを踏まえた上で、広報や若い世代との対話を通じて社会全体にこうした意識を広げていきたいというふうに考えています。

最後に、教育移住についての御質問をいただきました。

人口問題を考えるに当たりまして、やはり長野県としての強みをしっかり生かしていくことが私も重要だというふうに思っています。そういう意味で、この移住という視点は、移住したい県ナンバーワンといろんなところで称されてきている長野県としては重要な観点だというふうに思っております。

とりわけ、今、佐久地域にいろいろな学びの場ができておりますが、多様な学びがある中で、自分の子供たちにこういう教育を受けさせたいということで移住してこられる若い世代も増えてきています。県としては、これまで、信州やまほいく（信州型自然保育）や信州自然留学（山村留学）を進めてきているわけですが、これまでは、どちらかというと、私立の学校の意欲あふれる皆さんの取組に牽引されて長野県の教育移住が進められてきたと思っています。私立学校等の皆さんのこれまでの御努力に私は本当に感謝しているところでありますが、これで止まっていはいけないと思っています。

先ほどから申し上げているように、公立の教育自体ももっと多様な子供たちを受け入れられる、子供たちのニーズに合った教育を進めていきたいと思えます。高校再編等を行っているわけですが、高校についても、特色ある県立高校づくり懇談会で様々な御意見をいただいています。次はこうした特色ある、魅力ある高校をどう具現化するかというフェーズに

なってきますので、こうした部分について教育委員会と一緒にしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

また、小学校、中学校も含めた義務教育段階も改善・改革に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。本県で生まれ育った子供たちが自らの思いに合った学校をしっかりと選べるようにしていくことと併せて、今具体的にそういう動きも出てきていますが、長野県が多くの人たちにお越しいただける、教育を中心にして選ばれる県にしていくということを一層加速化していかなければいけないというふうに思っています。

私立学校の皆さんをはじめ、こうした教育関係者の皆様方と、より一層協力連携関係を深めるとともに、公立学校においても多様な学びが実践できるよう、市町村、教育委員会とも連携しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

私に対する御質問は以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には2点御質問をいただきました。

初めに、若い世代の正規雇用化に向けた支援についてでございます。

県内の若者の非正規雇用率は、令和4年に25.4%と、5年前の平成29年の30.2%と比べますと5ポイントほど減少して改善してきておりますが、今後もこの正規雇用化に向けた一層の支援は大変重要だと認識しております。

本県の取組といたしまして、若年者就業サポートセンター、通称ジョブカフェ信州におきまして、非正規で働く若者にキャリアコンサルティングを行い、特性に合った企業とのマッチングを支援しております。あわせて、長野労働局とも連携いたしまして、夜間・休日相談会や内定者向けセミナーの開催など、早期離職防止などの雇用の安定化に資する取組を実施してきているところでございます。

例えば、令和4年度の実績としまして、ジョブカフェ信州では、就職確認数1,056件のうち正規雇用が836件と、79.2%が正規雇用となっているところでございます。加えて、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証におきまして、非正規女性社員の正社員転換や若者の離職率20%以下を要件項目にするなど、労働環境改善のサポートを通じて正規雇用化や定着率の向上を促進しております。

さらに、昨年11月補正予算で創設いたしました賃上げ・生産性向上サポート補助金の実施や企業の奨学金返還支援制度導入の支援などを通じまして、若い世代の実質所得の引上げにつなげております。引き続き、若者が安心して生活し、県内産業を支える人材として大いに活躍していただくためにも、正規雇用化に向けた取組を推進してまいります。

次に、女性の就業継続のための取組についてでございます。

県内の女性の有業率と正規雇用率の現状は、過去10年間で総数は上昇してきておりまして、子育て期に有業率が低下しますいわゆるM字カーブは解消されつつありますが、20代後半をピークに正規雇用率が低下するL字カーブはやはり解消が見られていない、こういった現状でございます。これは、家事や育児は女性、仕事は男性といった固定的性別役割分担意識が職場や社会に残っていることによりまして育児負担の女性への偏りにより女性のキャリアロスやワンオペ育児が生じていることが要因と考えております。

このため、現在女性に偏りがちな育児負担を夫婦で共有することで共働き・共育を推進するため、県としまして、奨励金の支給による男性の育児休業取得を促進する企業への支援でありますとか、コンサルタント派遣による育児休業取得ができる体制整備のための企業への伴走支援、さらには短時間正社員制度やテレワークといった多様な働き方の普及などの取組を実施しているところでございます。引き続き、女性の就業継続のため、育児に係る女性の負担を軽減し、正規雇用を継続できる職場環境の整備や働き方の改革を一層進めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には少子化・人口減少対策に絡んで御質問を頂戴しております。

まず、移動の利便性を見据えた構想づくりの取組状況についてでございます。

総合5か年計画の県内移動の利便性向上プロジェクトでは、自家用車での移動が困難な高齢者などが公共交通により円滑に移動できるよう移動の利便性を高めることを掲げているところでございます。

現在、長野県公共交通活性化協議会で策定を進めております地域公共交通計画では、公共交通を単体で考えるのではなく、医療、教育、観光などの施策と連携し、取組を進めていくことが重要である、こうした考え方に立ちまして、特に、自家用車に頼ることのできない高齢者、高校生、観光客、こうした方の移動について全県統一で最低限保障すべき品質等を示す方向で検討しているところでございます。

これを基にしまして、10広域圏ごとに、市町村計画とも連動させながら、行政や交通事業者、利用者代表等の関係者が路線やダイヤ、便数の最適化に向けた検討を行いまして、移動の利便性を確保した実効性ある取組につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、今年度、これまでに、名古屋大学大学院教授の加藤博和氏や、関西大学教授の宇都宮浄人氏など公共交通の専門家を県の講演会や研究会に招聘しまして、地域公共交通とまちづくりなどの統合的政策など国内外の先進事例を研究してきたところでございます。

こうした公共交通とまちづくりとの連携に関しましては市町村がまちづくりの主体となるこ



とから、講演会等に参加している市町村に対しましてUDC信州とも連携して具体的な取組を促していくとともに、あわせて、交通事業者も含め、デジタルサイネージや待合環境の整備など利用者の視点に立った取組を促すことにより、女性・若者にとっても魅力的になるよう、公共交通を中心に据えたまちづくりを前に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、幹線バスを維持するための最適なモデルの検討についてでございます。

地域公共交通は、利用者数の長期的な減少に加え、乗務員などの担い手不足が深刻化し、各バス路線において減便が進むなど、運行の維持が困難になっているところでございます。さきに申し上げた策定中の地域公共交通計画は、計画期間5年という短期の計画でございますので、この計画とは別に、人口減少を見据えた中長期にわたるバス路線の在り方を今後考えていく必要があると思っているところでございます。

本県知事が構成員として参画します国土交通省の地域の公共交通・デザイン実現会議の第4回会合が先日開催されまして、この中で、室蘭工業大学教授の有村幹治氏が室蘭市の将来人口を踏まえたバス利用者数をシミュレーションしまして、将来的なネットワーク再編の必要性を可視化するなど、データの分析、活用を踏まえた事例発表があったところでございます。地域の特性や利用実態ごとにバス路線の将来像が異なることから、こうした各地の取組事例なども参考にしながら、今後、市町村と共に、将来人口予測、住民の年齢構成、地理的制約など様々なデータの取得・分析を行い、地域ごとにバス路線の在り方を研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には、女性・若者を引きつけるまちづくりをどのように行っていくのかということについてお尋ねをいただきました。

誰にとっても快適で暮らしやすく潤いのある空間を創出することが女性や若者を引きつけるまちづくりにつながると認識しており、しあわせ信州創造プラン3.0の施策にも位置づけ、推進しているところでございます。そのために、町なかへの都市機能の集約や、公共空間へのグリーンインフラ整備、歩きたくなるような町なかの魅力体験を体感いただく社会実験などを市町村と連携して取り組んでおります。

また、県が設置したUDC信州の支援により、諏訪市などにおいて、官民が連携した町なかのビジョン策定や、女性・若者が主体的に参画する新たな交流の創出、町なかの空き店舗への新規利用をサポートする取組などを現在進めております。このような取組の先導モデルの一つとなる小諸駅周辺では、町なかの空間が女性や若者を中心とした交流の場として活用され、空き店舗を活用した新規出店が増加し、こうした変化に伴い、町なかを回遊する人が増加するな

ど、成果が発現しつつあります。

今後とも、市町村や民間とも十分連携しながら、まずは現行の5か年計画の期間中に10地区程度の町なかを歩きたくなる居心地のよい空間の創出を目指し、その地域の特徴を生かし、若者、女性も巻き込んだ魅力あるまちづくりを積極的に進めてまいります。

以上でございます。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）ダイバーシティやインクルーシブは、言葉にするのは大変簡単なのですが、当事者意識を持ったり、意識や行動の変容、壁を乗り越えることは決してたやすいことではありません。しかし、一人一人のウェルビーイング、知事からは精神的豊かさというようなお話もありましたが、幸せに関わる問いを起点にした取組において欠かせないことでありますし、私は政治が決めてはならないことであると考えます。これからも念頭に置いた県政の運営を期待させていただきます。

それから、少子化・人口減少に絡みまして、女性に選ばれない課題でございますが、女性活躍を推進する企業が取得できるえるぼし認定を取得している企業が東京に一極集中しているという実態があります。こうした認定情報とともに就業環境がネットで可視化される時代において、就職先での家族形成やキャリア形成の未来が自分の理想と異なる企業が視野に入らないのは当然のことだというふうに思います。いきいきアドバンスカンパニーもやっていますが、えるぼし認定を含め、女性目線での実を伴った就業環境づくりや認定取得への支援、啓発、その具体的な取組強化が必要であるということは指摘させていただきたいと思います。

続いて、教育施策の課題についてです。

教育が大きな転換期にあることは衆目の一致するところではありますが、コロナ禍の影響を大きく受け、ますます多様化する子供たちの学びのニーズと社会の大きな変化に対応できる教育が今求められています。この大きなうねりの最前線で奮闘される教職員の皆様にとって、なおもその資質向上が必要とされていますが、その余裕はなかなか見いだせない実態があります。

まず、公立の小中学校において先生が足りないという非常事態が続いています。昨年5月1日時点におきまして小中学校において32人不足しているという結果でありました。これは、前年と比較し4倍ということです。その後も、年度途中で様々な理由でお休みになる先生方が増えておられるようで、代替教員の不足も懸念いたしますが、現時点の状況についてまず伺います。

令和3年1月の中央教育審議会答申では、近年、採用倍率の低下や教師不足の深刻化など、必要な教師の確保に苦慮する例が生じており、教育の仕事に意欲を持つ、より多くの志願者の確保が求められていると示されました。本県でも、教員の志願者数は年々減少傾向をたどり、

かつてと比較し、大きな下げ止まり状況が続き、令和5年度実施の教員採用試験で、長野県は、小学校2.5倍、中学校は4.4倍となっています。

広島県では、平成29年度実施教員採用試験の競争率が2.2倍と低かったが、採用基準を下げず、質の維持を優先した結果、470人の採用計画に対し420人しか採用できず、教員不足に陥ったことが報じられました。長野県の状況も危機的状況と捉えることができます。

県教育委員会では、令和4年度実施採用試験より、日程の1週間前倒しや一部の試験免除などの対策を講じ、受験者数の増加が見られましたが、合格後の辞退者数は小中学校41名と、過去5年で最高となっています。併願を可能とする試験日の調整により単に他県に合格者が流れたのか、あるいは、教職を選ばずに他職種を選択する方がいるのか等、辞退者数の増加の要因についてしっかりと分析を行っていくべきと考えますが、教育委員会ではどのように分析されているのでしょうか。

長野県教育委員会では、秋選考導入の方針を示されています。一方で、近隣県においては、大学3年生にまで受験の機会を設定し、教員志願者の早期確保を図る取組も見られます。教員採用試験をめぐる改革への動きを見ますと、人材確保に向けて、競争の激化と、教員を目指す限られた人材の奪い合いという様相で、根本的な解決には程遠い実態に陥っているのではないかと不安を感じます。

そもそもの教職員不足をめぐる負のスパイラル、根本的な原因に目を向け、長野県で教職員として働くことの魅力を高め、長野県で先生をやりたいと願う人材を増やしていくために、どのような対策を講じていこうと考えているのか、教育長に伺います。

教職員を目指す人材の減少により、非正規職員や講師の不足も生じており、病気等で休暇を取得する職員や産休・育休の取得に対する教員の補充・代替に対応ができず、教員の欠員が拡大しています。その補充は年々されづらくなっており、急場しのぎのための校内の業務分担は、教員にさらなる業務負担の増加、疲弊を招いています。

教育委員会では、本年度、欠員対策のための教員配置事業を実施、4名の教員が各校において最大2か月まで派遣されています。また、年度途中の代替教員の任用が困難であることから、産休・育休の代替教員4名の事前配置にも取り組まれてきました。

一方で、10月時点での欠員は46人、1年前の3倍を超えており、実態に対する対応策に大きなギャップを感じます。欠員対策のための配置と事前配置による学び継続事業は大きな強化、拡充が不可欠と考えますが、新年度における対応策について伺います。

また、本年度は、欠員に対するサポートや欠員対策に関する研究も行われてきました。学校に共通する課題の研究についてどのような成果を得たと考えているのか。また、潜在教員の掘り起こし、講師登録の呼びかけの状況についても伺います。



さて、予測困難で不確実、変化の激しい時代にあつて、世界が前例のない課題に直面する中で、未来を担う子供たちに、自らが問いを立て解決する力が必要とされています。一方で、AI技術を取り入れたアプリケーションがスタンダードになりつつある昨今、教育の場での効果的なAIの活用は今後も大きな役割を果たしていくことが予想されますが、子供がAIの能力に凌駕され、一般化された仕組みの中に巻き込まれ、安易に答えを求めるツールになってしまったとき、激動の時代に必要とされる自らが問いを立て解決する力が育まれない危険性があります。

また、AIが写真や動画、音楽さえも生成できる時代が来ており、学校におけるセキュリティ、著作権、肖像権等をはじめとした情報リテラシー教育の強化も喫緊の課題になります。探究県長野の学びは、答えのない問いに立ち向かう、その困難さに耐え得る力、探究の楽しさを感じられる心を育むことも求められていると考えます。こうした時代背景の中で、画一化されない探究的な学びの実現のため、どのような取組が必要と考えるのか。以上6項目は教育長に伺います。

発達支援についてです。

県内の公立小中学校で発達障がいの診断・判断を受けている児童生徒は年々増加、2022年度、9,768人で、過去最高を更新しています。そして、さらに着目すべきは、診断は出ていないものの、学級担任が発達の特性があると見ている子供が2022年は1万400人ということであり、全児童生徒数に占める割合は6.9%ということです。診断、判断を受けていないものの、学級の中に困難さを抱える子供がいることを踏まえた対応策が必要です。

発達支援で重要なのは、早期発見とともに、適正な療育につなげていくことですが、初診まで数か月、診断書の発行まで1年かかる実態もあります。例えば、私立幼稚園、認定こども園等でも特別支援教育経費補助の手續に影響が出ています。

一方で、医療側も診断書にばかり負担をかけているわけにはいかない実情もあり、構造的な課題を抱えています。気づかれないまましんどさや困難さを抱える子供に必要な療育や教育における配慮等が届いていない現状は、深刻な状況と考えなければなりません。

まず、発達障がいの診断・判断につきまして、県が行っている施策と実態とのギャップについてどのように感じているのか、健康福祉部長に伺います。

長期間の受診待ちをなくし、必要なときに必要な医療を受けられるよう、専門的な診断ができる医師の養成による診断体制の強化とともに、既に受診待ちが長期化しており、今待っている方々を必要とする医療へつながりやすくする緩和策も重要と考えますが、どのような対策を講じていくのか、健康福祉部長に伺います。

軽度の知的障がい等がある子供や認知機能が弱い子供について見逃さないことも重要です。

医師や学校の教職員がその子供の状況についてキャッチできずに見逃されてしまい、気づかれないまま授業を受けさせられている環境が生じてしまうと、悲劇でしかありません。子供たちが困っているそのサインをいかに早く気づいてあげるかが支援の大きな一歩となります。基礎的な認知能力のアセスメント、弱さに対する児童への系統的な支援も欠かせない取組であると考えますが、対策は広められているのか、教育長に伺います。

子供の自殺対策についてです。

2022年、全国の小中高生の自殺者は初めて500人を超え、過去最多となりました。自殺者数が全体として減少傾向にある中で、子供には歯止めがかかりません。社会の未来自体が危機に瀕していると捉えた細やかな支援と対策は急務です。

本県におきましては、子供の自殺ゼロを目指す戦略を2019年に策定され、民間団体等との連携による子どもの自殺危機対応チームの設置など、全国の先駆的となる取組が重ねられてきました。そして、本県の取組もまさにモデルにされながら、昨年6月、こども家庭庁がこどもの自殺対策緊急強化プランを発表しています。

この緊急強化プランにも指摘があるように、まず子供の自殺リスクの早期検知、発見が重要です。1人1台端末等を活用したRAMP S等の評価ツールによるスクリーニングの実施など、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるためのシステムやその活用マニュアルを全ての学校に周知し、普及を図ることが必要と考えますが、県ではどのような対策を講じていくのでしょうか。

NPO法人OVAによる子どもの自殺の危険との遭遇に関する実態調査報告書によりますと、子供と関わりのある職場で働いた経験のある方のうち約5人に1人は過去1年以内に子供の自殺の危機と遭遇しており、特に学校、学習支援の現場、習い事教室で子供の自殺の危険と遭遇した人数が多くなっています。つまりは、対人支援の専門職でない大人が子供、若者の自殺リスクに遭遇していることが浮き彫りになっています。こうした現場で働く皆様にも自殺予防のためのゲートキーパー教育が重要と考えますが、県ではどのように取組を行っていくのか。以上2点は健康福祉部長に伺います。

県では、かねてより、自殺リスクに対するポピュレーションアプローチとして、SOSの出し方教育と、受け止めるための研修にも取り組まれてきました。大変重要なことと考えますが、一方で、なかなかSOSを出すことができない、相談できない子供たちが多い現実があります。揺らぎ続ける感情のはざまで、自傷・自殺行動が、勇気を振り絞って出した助けを求める悲痛な叫びとなっている。つながり方に苦しんでいる子供がいることを認識しなければなりません。

このところ、SOSの出し方教育や命を大切にすの育成など、助けを求められるようになりなさいと、大人の正論に当てはめようと、子供の側に変化ばかりを求めているかについ

て見直し、振り返ることが必要です。自傷や自殺リスクを抱えている子供たちが必要としているのは、子供に変化を求める教育ばかりでなく、命を大切に思えない自分の心を吐露してもらう、死にたいと言える関係性が重要です。

自殺ゼロを目指す上で、この信頼への関係を構築していく責務と覚悟が、学校や子供支援に携わる皆様のみならず、社会に求められていると考えますが、知事の所見を伺います。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 7点御質問を頂戴いたしました。

まず、現時点での教員不足の状況についてのお尋ねでございます。

令和6年1月末現在における公立小中学校の欠員は、小学校22名、中学校15名、全県で37名となっております。

次に、教員採用試験合格後の辞退者の増加要因についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、より多くの方に長野県の採用試験を受けていただくために、令和4年度実施の採用試験から首都圏と重複しないように試験日程を前倒しいたしました。その結果、議員御指摘のとおり、令和4年度は受験者数が増えたものの、他県を第一志望としている方も一定数いたため、辞退者が増加したものと考えております。

なお、教員採用試験合格後の辞退者の中には、次年度以降に長野県の教員として働くことを前提とした大学院進学や妊娠に伴う採用猶予者が含まれており、実質的な辞退者は28名ですが、このような方々にも長野県を第一希望としていただけるよう、働きやすく魅力ある職場づくりを進めていく必要があると考えております。

教員不足対策についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、教員不足への対応として、働き方改革や長野県の教員として働く魅力の発信、採用選考の改善等が大切と考え、様々な対策を講じてまいりました。例えば、学校における働き方改革推進のための方策に基づく時間外勤務の縮減や、教職員がメンタルヘルスを良好に保つためのサポートガイドの作成、先進的な取組を行う私立学校や海外等へ教員を派遣しスキルアップを図る研修の実施、県内高校生を対象としたPR活動や首都圏の学生向け説明会の開催、採用選考における大学推薦枠や英語資格所有者枠の設置などを県独自の取組として行ってきたところであります。

さらに、来年度は、専門家の知見を取り入れた業務の見直しや適正化によるさらなる働き方改革の推進、長野県への移住希望者等を対象とした信州UIJターン秋選考の実施などにより長野県で教員になろうと願っていただける方を増やすような取組を進めてまいりたいと考えております。

新年度における欠員対策についてのお尋ねでございます。

欠員対策のための教員配置事業につきましては、派遣された経験豊富なサポート教員の支援により子供たちの学びの継続を保障することはもとより、学校現場からは、他の教員の業務負担軽減や、校長が代替者を探すことに注力できる時間の確保につながった等の声が寄せられています。また、産休代替教員の年度当初からの配置により、子供たちも産育休取得予定者も安心して学校生活を送ることができ、代替者への引継ぎの時間も十分に確保できたとの声があり、両事業とも学校現場から高い評価を得ております。

新年度におきましては、欠員対策のためのサポート教員を今年度の4名から9名へ増員し、各校に最大2か月間派遣することで、少なくとも延べ54名分をカバーできるようにするとともに、年度当初からの産育休代替教員を今年度の4名から7名へ増員し、各校に最大3か月派遣することで少なくとも延べ28名分をカバーできるよう予算の増額をお願いしているところです。引き続き迅速な欠員対応による子供たちへの切れ目のない教育の実現や教育の質の確保に努めてまいります。

欠員対策に関する研究の成果と潜在教員の掘り起こしについてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、各学校からの報告による欠員発生状況や学校の実態を把握し、欠員対策のための情報収集・分析に努めているところです。これまでの研究によりますと、各学校が代替者確保に要した時間は平均56日間となっており、2か月間のサポート教員の派遣により代替者を探す時間を確保することは、子供たちの学びを継続するために有効な手段の一つであると考えております。

また、新たな講師登録者を増やすため、教員採用選考不合格者に直接登録を依頼したり、各教育事務所を通して地域の公民館へのチラシ配付や理容組合を通じた理髪店へのポスター掲示など潜在教員の掘り起こしに努めており、令和4年度は50名以上の講師を新規任用する成果を上げております。

さらに、来年度は、これまで作成してきた講師名簿に加え、求人情報を一元化したホームページを作成し、講師希望者と学校がスムーズに情報を共有できるようにすることにより名簿登録者の増加や代替者の確保を図ってまいりたいと考えております。

画一化されない探究的な学びの実現のための取組についてのお尋ねでございます。

A Iの急速な発達などの社会状況の中で探究的な学びを充実させていくためには、子供自身が単に答えを出して満足するのではなく、学ぶことそのものに喜びを感じることで、また、教員は、子供が導き出した結論だけでなく、学びの過程を適切に評価する力をつけることが重要だと考えております。

このため、具体的には、モデル校による子供たち一人一人の「好き」や「なぜ」から始まる探究を中核とした新たな学びの仕組みづくりや評価の研究、プロセスを重視した先進的な実践



を行っている私立学校と連携した教員研修プログラムの開発などに取り組み、県内全ての学校でより子供主体の探究的な学びが実現できるよう努めているところであります。

こうした取組の中で、興味、関心を持ったことに自分なりの追求方法で取り組み、うまくできなかつたことに対してどうしたらうまくいくのか考えるようになったと振り返る子供の姿や、目の前の子供の姿から、その子の考えやこだわりなどを捉え、その子なりの試行錯誤を支えようとする教師の姿などが見られております。県教育委員会といたしましては、楽しさやワクワク感が実感できる探究県長野の学びが広がっていくよう引き続き各学校を支援してまいります。

最後に、軽度の知的障がい等がある児童生徒の認知能力の調査、評価と系統的な支援についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、軽度の知的障がい等がある子供を見逃さず、基礎的な認知能力の調査や評価を行いながら個々の認知特性に応じた系統的な支援を行うことは、子供たち一人一人の持つ力を最大限伸ばしたり、二次障がいを防ぐ上で大変重要であると考えております。

このため、学校現場では、県教育委員会が作成した実態把握のためのチェックシートを用いて学習や生活における困難さを把握し、個のニーズに応じた系統的な支援を行ったり、小中特別支援学校の全教員に配付した「適切な学びの場ガイドライン」を研修会で活用し、学校全体がチームで支援する体制の構築等に取り組んでおります。

また、県教育委員会では、今年度から、一人の子供も取り残されない多様性を包み込む学びの環境を整備するため、一人一人の認知や発達の特徴を早期に把握するアセスメントや、その結果を活用した支援の在り方に関する実証研究に市町村教育委員会と共に取り組み、その中間まとめを今年度中に作成し、各学校等に配付して周知する予定でおります。

今後も、学校における実証研究の成果の活用や、教員向け研修の充実等を通じて、児童生徒一人一人の学習や生活における課題を丁寧に把握し、適切な支援が行えるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君） 順次お答え申し上げます。

まず、発達障がい診療について2点御質問をいただきました。

最初に、県の施策と実態についての受け止めはどうかというお尋ねでございます。

発達障がいは、社会的にも広く知られるようになってきておりまして、御指摘にもございましたとおり、県内では、患者や発達の特性があると考えられるグレーゾーンの子供の数が年々増加しております。現状では、特定の医療機関に患者が集中し、受診を希望しても医師の診察をすぐに受けられないケースが少なくないと承知しております。

県では、平成30年度より、発達障がい診療人材育成事業により発達障がいを専門的に診察できる長野県発達障がい専門医及び診療医の育成を行っており、現在までに、専門医49名、診療医4名を認定しております。これによりまして、専門医等による発達障がいの診療が県内の全医療圏でできるようになってまいりましたが、急速に増加する医療ニーズの受皿としてはまだまだ不足していると認識しております。発達障がいを専門的に診療できる医師の育成については、今後とも長期的視点を持って継続的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、長期化する受診待ちの緩和策についての御質問でございます。

現在取り組んでおります専門医等の育成には一定の時間がかかることから、御指摘のとおり、医療につながりやすくすることによって、現在の受診待ちの状況を改善することについても並行して取り組んでいく必要があると認識をしております。

県では、まずかかりつけ医研修により、身近なかかりつけ医の発達障がいに関する知識と技術力の向上、また、信州大学医学部附属病院に委託しております長野県発達障がい情報・支援センターによる発達検査を行う心理職などコメディカル人材等の育成、また、各圏域で開催する地域連絡会による医療・福祉・教育・行政等関係者との診療支援連携体制の構築などに取り組んでおります。

今後とも、発達障がい診療に関わる医療・支援関係者による連携を推進することにより、個々の状況に応じて適切な医療により早くつながり、適切な支援が早く受けられるよう努めてまいります。

次に、子供の自殺対策についてでございます。

まず、自殺のリスクの早期検知に係るシステムの普及についての御質問でございます。

子供の自殺リスクを把握、評価し、支援につなぐことができる精神不調アセスメントツールRAMPsにつきまして、本県では、令和3年度から県立や私立高校に試験的に導入しており、対象校も、令和3年度の10校から、令和6年度は地域の支援機関を含めた13校に拡大を予定しております。今後の活用につきましては、これまで行ってまいりました試験導入の効果を踏まえ、在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、対人支援の専門職でない方へのゲートキーパー教育についての御質問でございます。

ゲートキーパー研修は、平成28年度から令和4年度までに累計で6万4,300人の方に受講をいただいております。この研修によりまして、多くの方に命を守る意識が浸透してきていると考えております。

この研修につきましては、例えば企業の従業員でありますとか、福祉関係者、教職員などを対象に広く実施してきたところでございます。また、精神保健福祉センターが作成した研修動画をユーチューブにアップし、県民を対象に啓発を行っているところでございます。

今後は、フリースクール等で子供の支援に携わる方、大学生同士が支え合う研修など、多様な対象者への研修を積極的に進め、幅広い県民の方々にゲートキーパーとしての活動をしていただけるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）子供の自殺対策に関連して、信頼関係を子供たちと築いていく責務と覚悟が社会に求められているのではないかという御質問でございます。

子供は必ず何らかの形で大人と接しているだろう。であれば、周囲の人間がそうした子供たちの思いにしっかりと向き合っただけで対応する機会が必ずあるはずだという思いで、子供の自殺をゼロにしていこうという目標を掲げて県として取り組んできています。

御質問にもありましたように、まずは子供たちに悩み、課題を素直に発信してもらえるようにということで、SOSの出し方のような研修を進めています。また、その受け手側のいのちの電話や精神保健福祉センター、こうしたものが子供たちに伝わるように取り組んできています。

ただ一方で、御質問にもあったように、なかなか自分からそういうアクションを起こせない子供たちはどうするのかという問題があります。これは、やはり身近な大人が子供たちの思いをしっかりと受け止めていかなければいけないというふうに思います。

学校や子供支援に携わる方々にゲートキーパー研修を受けてもらうということももっと広げていかなければいけないというふうに思っていますが、子供と大人の関係も、大人同士の関係と同じように、やはり話しやすい背景や自分に合った人など、いろいろな関係性があると思います。より多くの大人と子供たちが接する機会、つながる機会をもっとつくっていかねば、学校の先生だけに頑張っていただけでは限界があるのではないかと考えています。

そういう意味で、学校自体をもっと開かれた形にしていくと同時に、子供たちが、学校以外、家庭以外の居場所をもっとつくっていく。信州こどもカフェなどいろいろな取組を行っていただいている方々が増えてきていますので、そうした場を通じて子供たちが様々な大人に接する機会を持つ。人生こういう生き方しかないみたいな固定的な観念にはまり込んでしまうとどうしても生きづらさを感じてしまうと思いますので、いろいろな価値観の大人がいるんだ、いろいろな生き方があるんだと、そういうことを子供たちにしっかりと伝えられるようにしていくことが重要だというふうに考えています。

本県の取組は、紹介いただいたように、全国的にも注目されている取組であります。これは、注目されているだけでは意味がありませんので、子供の自殺ゼロを目指して関係の皆様方と力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。



以上です。

[27番小山仁志君登壇]

○27番（小山仁志君）佐久市の東小学校の体育館が児童の大きな歓声でこだましました。子供の頃からバスケットボールを愛好してきた先生チームとミニバスに所属する児童チームとの熱戦がありました。

これは、夢を追ってきた先生たちのすごいところやふだんとは違う一面を見てもらおうと先生たちが企画した「憧れプロジェクト」でありまして、今後も様々なメニューが用意されているそうです。児童の夢への挑戦のきっかけづくり、そして、教職員への憧れも持ってもらえたらいいなという願いも込められているようであります。

教員は大変だからやめておいた方がいいよではなくて、堂々と自分たちのライフワークを見てくれという姿に、教職員としての矜持を見た思いがしました。こうした思いに至れる教職員の皆様が増えることを願ってやみません。

そして、子供支援で重要なのは、やはりこの状況にしっかり気づいてあげること、そして、つないでいくということですが、そのためのリソースは、人も施設も財源もまだ大きく不足している実態があるかと思えます。その状況を十分認識した上での御対応をお願いしたいというふうに思えます。

次に移ります。地域防災力の充実強化についてです。

本年は、大変つらい心痛む新年となりました。能登半島地震で多くの皆様が犠牲になられ、現在も避難生活を強いられている方が大勢いらっしゃいます。お亡くなりになられた皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、お見舞いを申し上げます。

半島という地形の特徴の中で、日に日にその深刻さ、過酷さが明らかになってくる。発災当初からなかなか支援が届かないもどかしさにも直面しました。日々変化していく避難の支援ニーズに的確なる対応を引き続きお願い申し上げたいと思えます。そして、私たちには、今回の教訓、課題というものをしっかりと受け止め、地域に重ね合わせた上で、細かい検証と対応が求められています。

そこで、危機管理について伺ってまいります。

まず、速やかな初動体制の構築と的確な陣頭指揮を執るためには、俯瞰的視点を持った情報収集が不可欠です。本県は、面積も広く、山あいも急峻で、広く分布した脆弱な地質により、土砂災害をはじめとした二次災害の危険性が高いと認識しなければなりません。情報収集への初動体制として、航空写真などを基に災害状況をチェックする必要があると感じますが、現状の取組と課題、今後の対策について建設部長に伺います。

続いて、長期化する避難生活を見据えた避難先における情報提供や安全で安心な避難所づく

り、運営に向けた対策についてです。

授乳やおむつ替え、また、トイレや食事の受け取り、親のお使い等々の出歩き時における性犯罪リスクはかねてより指摘されており、安全確保は喫緊の課題となっています。生理用品の取扱いも非常にデリケートな問題で、例えば男性スタッフから備品を受け取ることに抵抗を感じる女性がとても多い実情もあります。また、生理用品の交換の際に出るごみの処理についてもデリケートな課題として捉えなければなりません。避難所生活における安全・安心の確保や性犯罪リスクからの予防、安全策についてどのような対策を取っていくのか、危機管理部長に伺います。

また、大勢の人との共同生活の中で、性的マイノリティーの方の精神的負担にも寄り添った配慮、対策も不可欠です。性的少数者を理解し支える人であるALLYの方の受付や相談窓口での対応、誰でも使えるトイレの設置、プライバシーの確保、性別による役割分担意識の名残から重労働を課せられることなどへの対応など、様々な配慮について、平時から理解醸成、意識を高めることが不可欠です。被災者の最も身近で対応する市町村では、性的マイノリティーの方への配慮が避難所運営マニュアル等においてしっかりと想定されているのか、県及び県内市町村の対応状況と今後の対応策について危機管理部長に伺います。

あわせて、身体障がいや知的障がいだけでなく、精神障がいや神経発達症など障がいのある方の状況やニーズも多様化しています。障がい者の皆様への対応は障がいの特徴ごとに考えていく必要がありますが、避難所等における対策はしっかりと行われているのか、健康福祉部長に伺います。

大災害におきましては、道路の寸断、避難所の事情やペットの同伴などにより、車中泊を長期にわたり余儀なくされることがあります。支援情報が届かないために命の危険にさらされるため、何がどこでいつ支援されるのかの情報を届けることが必要です。また、寒さやエコノミークラス症候群等健康リスクへの支援も欠かせません。車中泊の皆様に対する情報発信、支援への対策について危機管理部長に伺います。

また、地域特性に合った情報提供は、地域のコミュニティーラジオ等が重要な連絡手段となります。コミュニティーラジオ放送をはじめとする地域限定のメディアとの連携に対する見解について危機管理部長に伺います。

能登半島地震においては、農業基盤、産業にも大きな被害を及ぼしていますが、畜産・酪農農家を中心に、家畜が舎内で鎖につながれたまま放置され、餓死したり、建物の下敷きになるなど悲惨な状況が伝えられています。家畜は、農家の財産であるだけでなく、命あるものとして尊厳を持って扱われる必要があります。こうした痛ましい出来事に心の痛みを感じる県民は多いと受け止めていますが、命を失う前の救済策、被災した畜産農家への対応策について県の

お考えを農政部長に伺います。

続いて、農業振興についてです。

気候変動や不安定な国際情勢の中で、生産資材や肥料、飼料の高騰など、食の輸入依存に対するリスクや担い手確保、農村の過疎化など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。多くの課題を抱える中で持続可能な食と農業・農村の未来をどのように描いていくかが問われています。

長野県の基幹的農業従事者は、直近20年で約40%の減少、2020年は5万5,000人となっており、2027年には約2万人、34%の減少を見込み、今後、基幹的農業従事者の73.5%を占めるシニア世代の農業従事者の離農を踏まえ、担い手不足への対策は急務です。

アグリテックの分野におきましては、投資がまだまだ入りづらい環境があり、スマート農業は、品目や規模によっては実証・実装が進みやすい一方で、象徴的な事例や量産化がままならない分野においては、その普及に課題があります。今後、急速に担い手不足が課題となる中で、生産現場の実際のニーズに基づくスマート技術を開発していくイノベーションが農業分野においても必須であり、戦略的取組が必要と考えますが、県の対応策について伺います。

急速に進む担い手不足や競争力強化を背景にした農業の生産性向上、省力化が必要とされる一方で、中山間地を多く抱え過疎化も進む地域の多い長野県の特徴、特性を十分に踏まえた対応策も必要とされています。どのように農村農地の未来の姿を描いていくのか。

現在、市町村におきましては、目指すべき農地利用の姿を明確にし、最適化を推進する地域計画策定への取組が進められています。圏域や地域ごとに異なる農産物や農村の姿、その特色をしっかりと踏まえながら、将来を見据え、関係者の情報共有や連携を図っていく計画づくりが求められますが、県ではどのように地域計画策定への支援やマネジメントを行っていくのでしょうか。地域計画策定への取組状況と併せ、伺います。

将来にわたり、平時から国民一人一人の食料の安全保障の確立も図らなければなりません。対応策として、食料・農業・農村基本法改正案では、農業生産の増大やスマート農業の推進、新品種の開発や普及に重点が置かれています。

こうした取組と併せて、経済的には算定しにくい農村の持つ文化、助け合い、自然や環境など、まさに農業・農村の草の根の価値や意義についても評価をしていく必要があると考えます。この基盤を担われているのが、中小の家族経営の農家、家族農業です。伝統的な食文化の生産維持や農的な生物多様性と自然資源の持続的な利用、保全のため、こうした小規模の農家、農業の意義をどのように考え、支援を行っていくお考えか、伺います。

国が示すみどりの食料システム戦略は、有機農業の面積を2050年までに25%に拡大することを掲げ、スマート技術の導入により生産力向上や規模拡大を有機農業でどう実現するかに主眼

が置かれています。

一方で、重要なのは、持続可能な農業に向け、有機農業が培ってきた自然や消費者とのつながりの財産やその意義の共有を広めることであると考えます。米国では、有機農業によって利潤を追求するビッグオーガニックが広がる一方で、地域支援型農業やファーマーズマーケットなど家族的な小規模農家が大地や消費者とのつながりを取り戻そうとするビヨンドオーガニックという取組があります。また、欧州では、身近なマルシェなど消費者と農家の身近な関係性、コミュニケーションの中で、オーガニックの農産物を手にされ、その理解が広がっていきます。

有機農業は、食の安全、化学肥料不使用などがすぐ思い浮かびますが、自然界にある仕組みや生態系を生かしながら行っていく農業という幅広い意味の理解を広めていかなければなりません。生産者と消費者の距離を縮め、コミュニケーションを深め、有機農業の理解を広めていくため、県として果たす役割が大きいと考えますが、県の役割を含めどのように理解醸成を進めていくのか。以上4点については農政部長に伺います。

食と農のつながりは、単に生産や流通という産業的な視点と枠組みを超え、農の営み、多面的な価値を持つ空間としての農地、地域の環境や暮らしへと目を広げますと、様々な可能性が生まれていくように感じます。そこに、成長や生産性という物差しにはとらわれない社会や自然の幸せ、ウェルビーイングの創出にも農業・農村の果たす社会的役割、価値の大きさを感じますし、そのポテンシャルを大きく持つのが長野県であると考えます。

食と農のつながりや、単に生産する手段としてではない多面的な価値を持つ農業・農村から導かれていく幸福感や豊かさの創出、その可能性に対し、知事はどのように考え、またどう生かしていこうと考えているのか、知事に所見を伺います。

産業振興についてです。

1990年代のバブル崩壊以降、失われた30年とも称される日本経済の埋没や閉塞感が続いてきました。顕著なのは、賃金の低迷、中間所得層の弱体化、所得格差の広がりであり、単に景気が悪化しているというよりも、構造的課題を抱えていることを認識しなければなりません。

財務省の法人企業統計から企業経営の変化を見ますと、2022年の経常利益は95兆円を超え、今世紀に入って倍増近い上昇を見せ、増加を続けており、実体経済の中核たる国民生活の実感とはかけ離れた数値が見てとれます。一方で、人件費や設備投資は、ここ数年やや増加傾向にあるものの、今世紀に入ってからほぼ横ばいで張りついた状況が続いてきました。

こうした統計からも、企業経営も、一言で言って、将来不安を抱え、リスクに対して高い収益性が期待できる産業や構造改革を促す投資を行うよりも、絞るだけ絞ってコストダウンに精を出してきた企業の姿が見てとれます。

将来不安やリスクに対するコストカット経済から、新たな成長産業をいかにして創生し、付



加価値を高めていくのかへの転換を図っていく、挑戦を促していく政策誘導、大胆な施策の転換が重要な局面にあると考えますが、知事の所見を伺います。

失われた30年、低迷したまま張りついているような賃金についても打開していかなければなりません。掛け声の高まる賃上げを持続的なものにしていくためには、お一人お一人の就業者の生み出す付加価値と労働生産性の向上を図らなければなりません。

もとより、生産年齢人口の急減が見通され、人的資本への投資、教育機会の拡充強化など、働き手も生産性向上を志向するような取組の意義が高まっています。県ではどのように労働生産性の向上に資するリスキリングなど人への投資の強化に取り組んでいくお考えなのか、産業労働部長に伺います。

将来を見据えた労働市場の変化にも対応策が迫られます。チャットGPTは公開から急速に普及を見せ、生成AIは経済活動の効率化、成長の後押しへの期待が高まる一方で、雇用への影響も懸念され、数年前から指摘されてきた人間の仕事に取って代わるという予測も現実味を高めています。

省人化により労働市場は職種によって大きく異なるという試算を示したのが、三菱総研による、2035年、日本の労働市場がどう変化するかを試算であります。人手不足が顕在化する一方で、2035年に生成AIなどに代替されて余剰となる雇用は、オフィス事務職や販売、教育などサービスにおいて480万人に上り、一方で、荷物の運搬や清掃、建設、介護などでは250万人が不足すると示しています。

県では、2030年において約7万5,000人の労働力が不足する推計を示していますが、労働市場における需給バランスの変化についてはどのように認識をされているのか。また、余剰となる雇用と不足する職種とのマッチング等の対策についてはどのように考えているのか、産業労働部長に伺います。

輸出拡大への取組についてです。

アフターコロナを迎え、本県の幅広いブランド資源の価値創造と発信力、営業力強化に向けて期待が高まる中で、海外展開の本格化、さらなる推進が必要です。県のブランド力や付加価値を高めていくためには欧州をターゲットにした取組が大変重要であり、それは、アジア圏への輸出促進とは意義もやや変わってくるものと考えます。

これまで、営業局では、欧州において、シェフをターゲットにした事業を積み重ねられ、知事も、昨年秋にパリを訪問された際、現地シェフの皆様との意見交換を行われています。第一線で御活躍のシェフの皆様は長野県産食材に対する評価、お感じになっている可能性というものも大変興味深いわけですが、どのような成果を得られたのでしょうか。また、その可能性、チャンスを生かした今後の展開をどのように考えているのか、営業局長に伺います。



私たち信州が誇る豊かな食材、食文化は、健康長寿とも密接な関係性を築いてきました。これは、世界のマーケットで戦っていく、貢献をしていくような意識を持つとき、大きな強みと感じます。

例えば、発酵食品の象徴とも言えるみそは、同じ塩分を取るにしても、血圧抑制効果がかなり高いというマルコメみそさんの研究は刮目に値します。あるいは、日本の食卓の排出するGHG、温室効果ガスは最低レベルというサステナビリティへの特徴もあります。こうした強みについてまだまだ知られていないという課題は、逆に言うと、大きなチャンスへの潜在性も感じます。本県の食文化、食材の強みを生かした輸出への取組とともに、それをインバウンドにもつなげていったらよいと期待いたしますが、県の取組に対するお考えを営業局長に伺います。

本年度から、長野県の美しい伝統工芸品を未来につなぐ条例が施行されています。豊かな自然と風土の中で悠久の歴史とともに築かれてきました本県の伝統工芸品と、その独自の技術、たくみの未来への継承は、私たちの大きな責任です。本県の伝統工芸品の持つ独自の文化やストーリー性、職人の皆様が込められる先進性が織りなす付加価値は、欧州において高い評価をいただく可能性を十分に秘めており、欧州市場、特にフランスにおける評価、販売は、ブランドイメージの向上にも大きく寄与するものと感じますし、その輸出支援、販路開拓に営業局の大きな役割があると考えます。

数百年にわたり岩手県の暮らしを温め、洗練された用の美を備えた南部鉄器が、カラフルになってパリのティーサロンを席卷し、ティーのお供として暮らしに定着したように、現地のライフスタイルや文化との合致、需要の可能性が高まるかの見極めや、市場動向の把握、現地の消費者の好みや需要に合わせたカスタマイズ、効果的なプロモーションや販売網確立へのつなぐ支援など、様々な支援によりマッチングを創出していく戦略的取組が重要です。

県では、令和6年度、長野欧州貿易支援機構が運営するパリのアンテナショップに本県伝統工芸品のテストマーケティングの場を設けるといことありますが、欧州への伝統工芸品販路開拓に向けた戦略的な取組への考え方について営業局長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には、災害時の初動対応についてのお尋ねでございます。

航空写真など俯瞰的に状況を確認できる情報は、迅速な応急・復旧対策に有効であり、特に、天然ダムの発生など地上からのアクセスが難しい場合や広域的な災害においては、重要な情報であると認識しています。

建設部では、地すべりの危険区域の指定などのために、全県の地形データについて、大体平米4点ぐらいの精度で情報を取得しておりますが、災害時にその規模や正確な被災状況の把握

をするに当たりまして、各現地機関に配備したドローンを積極活用するとともに、現地で確認した道路施設などの被害状況をスマートフォンで収集し、デジタルマップ上にリアルタイムに表示できる災害情報共有システムを令和4年度から運用してまいりました。

大規模災害では、同時多発的に多くの被害が発生いたします。このシステムでは、職員のみならず、地域の建設事業者が投稿した災害情報も共有できますが、さらに、国や市町村、電気、上下水道事業者などの関係機関とも平常時から共有する仕組みが必要と考えております。このため、現在、関係機関との災害情報の共有に加え、県及び関係機関が保有する施設台帳などの基礎情報を連携できるインフラデータプラットフォームとして機能拡張を進めております。引き続き初動対応の体制強化に努めてまいります。

以上です。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）順次お答え申し上げます。

まず初めに、避難所生活における安心・安全の確保、性犯罪リスクからの予防対策についてでございます。

県では、県地域防災計画や避難所運営マニュアル策定指針において、避難所における女性や子供たちへの配慮や取組を明記しているところでございます。具体的には、例えば避難所の運営委員会に女性に参画していただきたいとか、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するといった具体的な記載もしているところでございます。

これまで、男女共同参画に配慮した内容の自主防災組織リーダー研修会を開催したほか、市町村に対する研修、県民への啓発なども実施してまいりましたけれども、来年度は、さらに女性の視点に配慮した避難所の運営、研修を行うなど、引き続き女性や子供等の安全に配慮した防災対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、性的マイノリティーの方への避難所運営マニュアルへの想定及び対応等でございます。

同指針では、男女別のトイレのほか、誰もが使えるユニバーサルトイレの設置など性的マイノリティーの方への配慮についても既に記載しているところでございます。

令和4年度に内閣府が全国130の市町村を対象に調査した結果では、性的マイノリティー配慮に関する記載のある市町村は13.8%にとどまっております。市町村における性的マイノリティーの取組の浸透はいま一步というふうに考えております。

今後、避難所運営マニュアルにおける性的マイノリティーに関する記載内容のさらなる充実を図るとともに、市町村を個別訪問して、市町村における性的マイノリティーの視点での防災対策の推進により一層努めてまいりたいと考えております。

次に、車中泊の方への情報発信でございますが、過去の地震災害のときには、確かに、いろ

いろいろな理由でやむを得ず車中泊をされる方が一定程度発生しております。例えば、余震が怖くて避難所に入れないとか、乳児がいるので迷惑をかけてしまうのではないかというような御心配があると思います。

御指摘のとおり、車中泊をされる避難者には実際の支援情報が届きにくいということも事実でございますので、その対応策として、SNSやラジオでの呼びかけ、それから、停電や通信障害が発生することも想定されますので、チラシを貼り出す、広報車で回ってお知らせするというような手段が考えられているところでございまして、実際、今回の能登半島地震でも、在宅や車中泊の方に対してLINEを活用した情報提供を行った事例もございます。

現在、国でも、避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会において、年度内を目途に車中泊避難者への支援策等について検討がなされると聞いておりますので、県としても、こういった事例を踏まえまして、支援策の充実に向けてさらに研究してまいりたいというふうに考えております。

最後に、コミュニティー放送等地域限定メディアとの連携でございしますが、災害時には、確かに地域に密着したラジオ、テレビ、インターネットなどの媒体が非常に重要だというふうに考えております。とりわけコミュニティー放送やケーブルテレビは、例えば臨時に災害放送局への移行をお願いできるなど、非常に機動力がありまして、きめ細やかに地域の情報を発信できるという強みがあるというふうに考えております。

県でも、実は、今年度中野市で行った総合防災訓練に地元のケーブルテレビジョンに参加していただきました。また、一般社団法人長野県ケーブルテレビ協議会とも災害時の協定を結んでおりまして、常日頃から協力体制を確保しているところでございます。引き続き県、市町村ともに地域メディアとの平時からの連携強化が図られるように一層努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君） 私には避難所等での障がいのある方への配慮について御質問をいただいております。

御指摘のとおり、避難先での要配慮事項は一人一人異なっておりまして、こうした方々の状況やニーズ、避難先をあらかじめ把握し、市町村が個別避難計画に記載しておくことが大変重要でございます。県内では、個別避難計画作成が努力義務化された令和3年度の時点で作成着手済みが34市町村、令和4年度で43市町村、令和5年10月1日現在で56市町村になるなど、徐々に取り組が進んでおりますけれども、今回の災害を受けまして、さらにこの取り組を加速させていく必要があると考えております。障がいの特性によりましては、電源の確保が必要であっ

たり、環境の変化による体調不良への対応など医療的な視点が必要となる場合がございます。県では、令和6年度から医療的ケア児等の個別避難計画の作成に際し、医療職の参画について市町村を支援していく予定としております。

また、県では、長野県社会福祉協議会と協定を結んでおりまして、避難所で要配慮者の支援を行うチーム、DWA Tの派遣に取り組むなど、誰もが安心して過ごすことができる環境の整備をさらに進めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には地震関連で1点、農業振興で4点御質問をいただきました。

まず、家畜が被災した際の対応についてでございますが、本県でも、平成23年の長野県北部地震におきまして畜舎の損壊等の被害が発生した際、JA、市町村などと連携し、家畜を救うための餌や水の給与、外傷の治療、安全な地域への移動などに役割分担をしながら取り組んだところでございます。今後、同様の災害が発生した際には、そうした経験を踏まえ、家畜の救済等に迅速に対応してまいりたいと考えてございます。

また、被災した畜産農家に対しましては、農業農村支援センターや家畜保健衛生所が農家の意向を十分確認した上で、経営再建計画の策定や、国の事業も活用した畜舎の復旧、家畜の導入などを支援し、早期の経営再開を後押ししてまいります。

次に、現場ニーズを踏まえたスマート農業技術の開発への対応策についてですが、農業関係試験場では、今年度スタートした農業技術ステップアッププログラムにおきまして、先進技術の開発を重要研究課題として位置づけ、AIを活用した環境制御技術などスマート農業技術の開発に取り組んでおります。また、生産現場からの要望や提案を毎年度取りまとめた上で研究課題を設定しており、現在、県内企業と包括連携協定を締結し、牛の健康状態を画像とAIで把握できるシステム開発に取り組んでいるほか、果樹などの他分野でも連携の可能性を検討しているところでございます。

今後、効率的かつ迅速な課題解決に向け、民間企業など様々な主体が一体となって取り組むコンソーシアムの手法をスマート農業技術開発にも取り入れ、研究開発を加速させてまいります。

続いて、地域計画への支援と取組状況についてですが、県では、円滑な策定を支援するため、地域計画策定実行の手引の作成、配付や研修会の開催、優良事例の情報提供などを行うとともに、農業農村支援センター等の職員で構成する現地支援チームが話合いの場へ参画するなど、進捗状況を確認しつつ、アドバイス等のサポートを行っております。各市町村では、地域の話合いに向けた意向調査や現況地図づくりが行われており、大部分の市町村では、それぞれが定



めたスケジュールに沿った取組が進められております。

一方で、遅れが見られる一部の市町村に対しては、現地支援チームにより集中的に助言などを行い、計画策定期限である来年度末までに全ての市町村において計画策定ができるよう支援してまいります。

次に、小規模な農家や農業の意義と支援についてですが、小規模農家は、本県の農業生産を支えるとともに、中山間地域等の農地保全や多面的機能の維持、集落コミュニティや食文化を含めた農村の維持に重要な役割を果たしていると認識しております。このため、小規模農家等に対しましては、中山間地域農業直接支払事業や多面的機能支払交付金などにより、農地や水路の維持管理、景観作物の作付など農村環境の保全を図るための活動等を継続的に支援しているところでございます。加えて、中山間地域の小規模農家がグループで行う新品目の導入や、新たな加工品開発、農産物直売所を活用した出荷販売等を支援してまいります。

最後に、有機農業の理解醸成に向けた県の役割と進め方についてでございますが、有機農業など環境に優しい農業に取り組むことの意義を、生産者をはじめ県民の皆様理解いただけるよう周知していくことが県の重要な役割と認識しております。地球温暖化の影響を受けやすい農業に対しては、まずは指導会や講習会などの折に、農業者に有機農業等が生物多様性の保全やゼロカーボンの実現などにつながることを伝え、理解を深めてまいります。

また、産地見学会の開催や、マルシェ、商談会などの場づくり、出展への支援等により、生産者と実需者、消費者相互のつながりを深めてまいります。さらに、関係部局とも連携し、エシカル消費の取組やしあわせバイ信州運動の中で、有機農業等で生産された農作物を選んでいただけるよう広く県民に呼びかけ、消費者の意識醸成に努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点御質問を頂戴いたしました。

まず、農業・農村の可能性をどう捉え、生かしていくのかという御質問でございます。

農村地域は、人口減少、過疎化等の課題を抱えている一方で、豊かな自然や美しい景観、伝統的な食文化を育て生活に潤いと安らぎをもたらす場として様々なポテンシャルを有する地域だというふうに考えております。こうしたことから、昨今では、都市部の若者を中心に田園回帰の動きも出てきていますし、また、定年退職を契機に農村に移住しようという方々も増えてきています。

このように、人々の価値観は少しずつ変化してきているというふうに考えています。働くことを中心にライフスタイルを考えるということから、働くことだけではなく、暮らしやすさ、生きがい、そうしたことに力点が置かれつつあるのかなと思っています。



そういう中で、やはりこの農業・農村の価値をもう一回しっかり見直されなければいけないというふうに思っております。県としては、これまで、こうした農村の自然や農業との関わりに魅力を感じる皆様方を引きつけようということで、半農半Xや農ある暮らし、こうした取組を支援させていただいてきたところでございます。

今後、大都市にはない地域資源をしっかりと磨き上げることによって、新しい価値を生み出す輝く農山村づくりに取り組んでいきたいというふうに考えています。飯綱町、根羽村からまずはスタートさせていただこうと思っております。県内各地域、各市町村には、固有の強み、魅力があるというふうに思っています。こうしたことを生かしながら、都市とは違う魅力、違う豊かさをしっかりと磨き上げ、発信できるように関係の皆さんと共に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、企業の挑戦を促す大胆な施策が必要な局面ではないかという御質問でございます。

まさに今、社会経済の変化のスピードが非常に速くなってきていると思っております。かつて10年ぐらいのスピードで行われてきたことが、1年、あるいは1年かからずにどんどん変化していく中で、経済活動に当たっても、常にイノベーションが行われなければ、世の中の動きから取り残されてしまうというふうに思っております。

また、人口減少や気候変動など、ある意味前例のない社会に突入していくわけでありますので、そうしたことを考えれば、これまでの取組を改善していくということよりも、むしろ新しい価値をつくる、新しい仕組みをつくっていく、新たなものを生み出すということがますます重要になってきているというふうに考えております。

県としても、これまで、スタートアップ支援ということで、スタートアップエコシステムを構築していこうと取り組んでいますし、産業分野におけるDXの推進にも一層力を入れていこうと考えています。産学官連携の取組も含めて、新しい価値を創造していく、企業にイノベーションを起こしていく、こうしたことを引き続き産業労働部、産業部門所管部局を中心に取り組んでいきたいというふうに思っております。

もう一方で、やはり学びの県にしていくということもこうしたイノベーションを促していく上では極めて重要ではないかというふうに考えております。これまでの教育は、どうしても知識として覚えるというところに力点が置かれていたわけでありますので、先ほど申し上げたように、新しい価値を生み出す、ゼロから1をつくり出すということには向いていないのではないかと考えています。そうしたことを考えると、産業を変えていくという意味でも、教育、人づくり、企業におけるリスクリング等も含めて、広い意味で学びの県ということをしっかりと意識しながら取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。

引き続きこうした問題意識を持ちながら、産業界の皆さんや、教育委員会をはじめ教育関係

の皆様方と共に未来志向で県づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には産業振興につきまして2点御質問をいただきました。

初めに、人への投資の取組についてでございます。

生産年齢人口の減少やDXの加速化など、社会経済環境が大きく変化する中で、県内産業の発展に向けては、人への投資を通じた労働生産性の向上が最も重要でございます。

このため、県では、今年度スタートしました産業振興プランにおきましても、リカレント、リスキリング等によりますデジタル高度人材の育成確保を重点施策に掲げ、人材育成の推進に注力しております。

具体的に申し上げますと、在職者向けのリスキリング支援としましては、工科短期大学校、技術専門校等におけるスキルアップ講座や技術講座の開催、また、民間教育訓練機関等における社会人向け講座の認定、これに加えて、企業に対しましては、リスキリングに対する理解促進を図るための企業向けセミナーの開催、また、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度によります若者等の育成に積極的に取り組む企業の認証などに取り組んでいるところでございます。

さらに、来年度は、中小企業の生産性の向上を図るため、新たに企業経営者や現場リーダーを対象としました企業内のDXを推進する人材育成講座の開催も予定しております。こうした人への投資の取組を着実かつ計画的に進めることで、就業者が持つ付加価値を高め、社会全体で労働生産性の向上を図ってまいります。

次に、労働市場における需給バランスの変化についての認識とマッチング等の対策についてでございます。

令和5年12月の職業別の県内有効求人倍率は、事務従事者が1.0倍を下回り希望者が集まる一方で、土木従事者や介護専門職などでは求人が求職者を大きく上回り人手不足が続くなど、雇用のミスマッチが起きている状況でございます。

今後、生成AIに代替される事務職の減少が予想され、他方で、少子高齢化の進展によって介護需要等の増加が想定されることから、労働市場における需給バランスの変化が雇用のミスマッチの深刻化につながってくるものと考えております。

こうしたミスマッチ解消のために、県としましては、現在、成長産業でありますIT分野への労働移動を支援するために、求職中の方を対象としましたITスキルを習得できる職業訓練と再就職支援を一体的に行うリスキリング支援、また、介護資格取得費用の支援など、介護業界への就業を希望する方に対する支援などの具体的な施策に取り組んでいるところでござい

す。

今後、引き続き、労働市場における需給バランスの変化を捉えながら、リスクリング等労働移動に向けた支援策を所管部局と連携して講じ、雇用のミスマッチ解消に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君）私からは、輸出拡大の取組について3点お答えします。

まず、シェフをターゲットにした取組の成果と今後の展開についてであります。

欧州、特にフランスでは、世界中から多くの方々が訪れる観光国であるとともに、ワインと食事を大切にする美食の街であることから、本県の優れた食材に対する理解を促し、発信することができれば、他国への波及も大いに期待できるものと認識しています。

そこで、長野の認知度、ブランド力を高めるため、フランス料理界の第一線で活躍されている本県出身の4名のシェフの御協力により県産食材の魅力を引き出すメニューを考案いただき、12月から3月にかけて自らのレストランで提供いただいているところであります。この企画に関し、シェフからは、食を通じたプロモーションは本県の魅力を伝える上で有効。県産食材を違和感なくメニューに取り入れることができた。好評だったものについては通常メニューに取り入れたい。まだ流通していない食材も試したいなど、県産食材に対する理解を深め、今後の継続的な展開が期待できる心強い言葉をいただいております。

今後、本県出身シェフやゆかりのある方々に県産食材等の価値発掘と魅力発信に御協力いただき、グローバルな視点から、多様性に富む価値観や感性によって本県の魅力を磨き上げ、さらには国内へも還元し、長野県の価値向上につなげてまいり所存であります。

次に、本県の食の強みを生かした輸出とインバウンドへの取組についてであります。

長野県では、地域の気候風土を生かし、みそや日本酒はもとより、漬物などの保存食を含めた発酵食品や、冬の寒さを生かしてつくられる寒天など、県民の健康長寿を支えてきた数多くの食材が育まれています。

特に、フランスでは、食事と文化の関係を考察するガストロノミーという言葉があるほど、食と水や土、風土に関心を持たれていますが、昨年の知事訪欧時のレセプションでも、発酵文化や食材の魅力に高い関心をいただいております。また、料理を科学的に解析する研究者が来県された際には、天然のフリーズドライであり長い歴史を持ちます寒天に感動されるなど、県産食材の潜在力の高さを改めて確認したところであります。

欧州の方々は、長期滞在の傾向が見られるとともに、フランスにおいてはガストロノミーに関心を持つ国民性を鑑みたとき、旅行先として本県が選ばれる可能性、そしてその有効性があ

る重要な市場の一つだというふうに考えております。

食は、観光資源としても重要な要素であることから、今後も、食を切り口に、恵み多き豊かな自然や、勤勉で長寿など長野ならではの価値も併せて、観光物産を一体的に発信するプロモーションにより販路拡大と誘客につなげてまいります。

最後に、欧州への伝統的工芸品の販路開拓についてであります。

これまでも、県内外での物産展や展示商談会への出展支援のほか、海外においては、自治体国際化協会パリ事務所、CLAIRパリが期間を限定して毎年開催しております伝統的な工芸品や産業技術にスポットを当てた企画展への出展により販路開拓に取り組んでおります。

今般、欧州への輸出支援を目的に県内事業者等により設立されました長野欧州貿易支援機構が、パリに中長期に渡って日本の名産品を展示、テストマーケティングする場を開設され、全国の産品を扱われると伺っております。

また、本年7月にはオリンピックが開催されることから、パリを訪れる多くの方に伝統的工芸品を知っていただける絶好の場と考え、県としても活用させていただきたいと考えております。

こうした取組を通じまして、現地消費者の意見や思考を県内事業者にフィードバックし、現代の生活様式や消費者のニーズに応え、より多く受け入れられるための商品開発や価値向上につなげてまいります。あわせて、本県の文化や地域資源に対する理解が深く、伝統や歴史に対する親和性があり、他国への波及効果も期待できるフランスでのテストマーケティングや輸出事業者との商談会を開催するなど、事業者の海外販路開拓を支援してまいります。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）危機管理についての答弁をいただきました。危機管理の成否を分ける基本は、平時において最悪の事態をリアルな形で想定すること、その事態を乗り越える具体的対策に全力を挙げる取組にあると思います。答弁をお聞きしますと、まだ深めていくべき対策、課題があるとお聞きしましたので、引き続き県民の安心と安全創出に向け全力で点検いただくことを求めたいというふうに思います。

さて、私たちは、大変スピード感のあふれる変化の時代を迎えています。その中で、大きな事件や不祥事が起きますと、政治や経済、企業や組織などの欠陥やひずみ、包み隠されていた問題が、時代の特質のように鮮烈なまでに顕在化するときがあります。そして、そのことに対する対処するかは、その組織や企業、あるいは政治家の体質や本質をつまびらかにし、その正当性や信頼を大きく揺るがすように感じています。改めてオープンで正直さに裏打ちされた誠実さ、インテグリティーと言うそうですが、大変重要な時代を迎えていると感じています。



そんな時代認識を大切に、謙虚に向き合いながら、新時代にふさわしい活動を会派として新政策議員団は重ねてまいりますこととお誓いさせていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）以上で各党派代表質問は終了いたしました。

この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時18分休憩

---

午後1時20分開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ●知事提出議案に対する質疑

○副議長（埋橋茂人君）次に、荒井武志議員から、早期議決を要します第77号「訴えの提起について」に対する質疑の通告がありましたので、発言を許可いたします。

荒井武志議員。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）皆様、こんにちは。改革信州、千曲市・埴科郡区選出の荒井武志です。

去る14日、令和6年度長野県一般会計予算案など専決処分報告を含め87件が提案され、昨日も令和5年度一般会計補正予算案など13件が提案されましたが、私は、改革信州を代表して、早期議決を要するとされた議案第77号「訴えの提起について」に関わり質問をさせていただきます。

冒頭、新型コロナウイルス感染症の脅威から県民の命を守ることを最重要課題として、刻々と変化する状況に的確に対処していくための予算措置を求め、令和2年4月28日に緊急に開催された臨時会における議案説明で、知事は、「医療提供体制の確保にとって喫緊の課題は、人と物資の確保です。そのため、医療従事者を派遣する医療機関に対する人件費等の支援や、現在医療現場で必要とされている防護服、マスク等の購入を行うほか、防護服等の生産に取り組む県内企業の設備整備を支援します」と表明されており、当時の切迫した緊急事態が容易に承知できるところであります。

このような状況下進められた防護服の購入に係る提訴事案に対し、知事は、去る14日の議案説明で、「新型コロナウイルス感染症防止のための防護服の売買代金等請求事件に係る判決に対し、県の主張が受け入れられなかったことから控訴しようとするもの」と表明されました。何ゆえこのような事態にまで発展してしまったのかの思いや、その経緯、納得がいかない事情等はいかなるものかなどについて順次伺ってまいります。



一つは、令和2年4月、防護服の需給が世界的に逼迫する中で、当県においても医療体制確保の観点から応分の防護服が必要との思いで防護服の検討が進められたと聞かるところですが、当時、令和2年4月時点において、県内医療機関からの防護服の要望は、幾つの施設が何着要望していたのでしょうか。

二つに、当時担当課では防護服の購入先をどのように選定していたのですか。

三つに、株式会社カタセと面談を行い、購入の検討を行うことになった経緯はどのようなことによるのですか。

四つに、一部数量については購入を行い、株式会社カタセと1者随意契約とした理由はどのようなことによるのでしょうか。

次に、令和2年4月28日に県と株式会社カタセが県庁で面談し、防護服を3万着、3万着、2万着の計8万着を随時納品できるとの説明を受けて、県は購入の検討を行い、5月8日、8万着分の物品購入状況説明書を同社に提供したとのことですが、その後、同日中に購入数量を3万着とすること、提供した物品購入状況説明書の取消し・破棄を連絡したと聞いていますが、この取消し・破棄の連絡はどのように行ったのか。相手が承諾したか否かの確認はどのようになされたのでしょうか。また、同日中に8万着を3万着に急遽変更し、購入を進めましたが、6割強に当たる5万着を減らした理由はどのようなことによりますか。

次に、5月19日に、株式会社カタセから、キャンセルできなかった防護服3万着を再度購入できないか検討してほしい旨依頼があったようですが、県は、購入予定がない旨を伝え、販路等の情報提供をしていく旨を伝えたとお聞きしています。このやり取りは、対面なのか、文書なのか、具体的にどのように対処されたのですか。

また、5月19日以降提訴されるまでの間、未購入とされる3万着分について同社から改めて要請はなかったのでしょうか。

次に、控訴案件に係る3万着分の株式会社カタセから中国企業への送金がいつどのように行われたのかについて確認はできているのでしょうか。以上、危機管理部長に伺います。

次に、1年余り後の令和3年7月20日に、株式会社カタセが県を相手取り1億4,000万円余の支払いを求め訴えを提起しましたが、この際の知事の受け止めはどのようなものであったのでしょうか。知事にお伺いいたします。

次に、新聞報道によれば、和解も模索したが条件が折り合わなかったとされています。令和3年7月20日に訴えが提起されて以降判決までの間の和解による解決に向けた経過はいかがだったのでしょうか。危機管理部長に伺います。

次に、提訴されて以降、口頭弁論等が行われ、去る2月9日、長野地裁は、県に対して、原告に対し6,717万927円を支払えとの判決を下しました。

一つは、判決要旨のうち、契約締結上の過失を認めるとしたことに関し、県としての過失の判断をどのように受け止めていますか。

二つに、もう一つの要旨、原告に3割の過失を認めるとの判断は、県には7割の過失があると受け止めざるを得ませんが、見解はいかがですか。

三つに、議案説明による県の主張が受け入れられなかった旨の知事の思いを含め、何を不服とし、どのような主張を持って新たな裁判に臨んでいこうとしているのでしょうか。以上、知事にお伺いいたします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には大きく分けて5点質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、防護服の購入検討に係る経緯についてでございますけれども、令和2年4月16日に本県に初の緊急事態宣言が発令される中、県民の生命、身体を新型コロナウイルス感染症から守るために、5月中を目途として県内医療体制の確保に向けて防護服の購入を検討していたところでございます。県内医療機関から防護服の要望があったのかということにつきましては、当時は、感染がどれだけ拡大するか分からないという未曾有の事態に対しまして、県内医療機関からも診療に必要な医療資材が不足しているとの声が寄せられておりまして、ありとあらゆる手段を尽くして優先的に調達を進めていたところでございます。具体的に県内医療機関からの要望を受けることを待たずに一定数を提供していくために調達に向けた検討を行っていたというものでございます。

次に、防護服購入先の選定とカタセとの交渉の経過でございますけれども、防護服については、様々な医療資材の調達に向けた検討を行う中で、速やかに調達することを前提に、早期の購入が可能な調達先の検討を行っていたところでございまして、そのような状況の中で、防護服を調達可能な事業者がいるとの情報が知事に入りまして、それを端緒として購入の検討を始めることとなったところでございます。

次に、1者随契の対象となった経緯でございますが、防護服の購入に当たっては、入札を行う時間的な余裕がなかったこと、調査した事業者の中で同社が短期間で調達できる者であったことから選定を行ったものでございます。

次に、物品購入状況説明書の取消し・破棄の連絡、確認、数量変更の理由についてでございます。

物品購入状況説明書の取消し・破棄については、まず数量変更について電話にて連絡するとともに、電子メールにより相手方にも連絡を行ったところでございます。この確認については、電話での対応、それから電子メールの返信を確認するといった対応により行っておりまして、

当方では相手方が承諾したものと認識しているところでございます。

数量の見直しについては、医療現場において防護服よりもアイソレーションガウンが使用されているとの新たな情報もたらされたことから、必要最小限の経費負担となるよう速やかに変更の連絡を行ったというものでございます。

それから、5月19日のやり取りとその後の要請でございますが、まず、5月19日のやり取りは、対面により行ったところでございます。その後、5月末に相手方から再度購入を検討いただけないかとの要請がございましたが、県として購入の予定がないことを連絡したところでございます。

次に、中国企業への送金でございますが、具体的な送金日等について当時は承知していないところではありましたが、本訴訟が始まってから、原告から提出された証拠等によりまして、中国企業への送金は令和2年5月8日に金融機関を通して行われていることを確認しているところでございます。

最後に、和解による解決に向けた経過でございますけれども、今回の訴訟において、和解案の受入れにつきまして検討したことは事実でございますが、訴訟の中で行ってきました県の主張が認められていなかったことから受入れには至らなかったところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には大きく2点御質問を頂戴いたしました。

まず、今回の訴えに対する受け止めについてという御質問でございます。

県としては、本件防護服については契約が成立していないという認識の下、相手方が他の販売先を探すことに協力をしてきたところであります。そのため、こうした訴えの提起がなされたことについては驚きをもって受け止めたところであります。

次に、今回の判決に対する受け止めと今後の主張についてという御質問でございます。

まずは、第一審の判断として今回の判決がなされたこと自体はしっかりと受け止めなければならないものというふうに認識しております。過失割合なども含めて訴訟代理人である弁護士から助言をいただく中で、争っていく余地はあるものというふうに考えております。

今後、具体的な主張は弁護士とも相談して検討してまいりますけれども、県の負担が最小となるよう、契約締結上の過失や過失割合などに関して県として必要な主張を行っていく考えであります。

以上です。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）答弁をいただきました。申し訳ございません。危機管理部長にちょっと

お伺いいたします。

結果的には防護服を8万着要望したわけですね。8万着と相手からも言われて云々と。状況説明書では8万着と、こういうふうに言っているわけです。結果として3万だけでいいということになったようではありますが、防護服が医療機関や保健所等でどのぐらい必要だったのかぐらいは頭に入れていなければ、状況説明書でも8万着という要望はできないと思うんですね。この点について改めて丁寧に説明をいただきたいと思います。

それから、株式会社カタセと面談を行って購入の検討を行うことになった経緯について、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、あまり理解できるような状況ではありませんので、少し丁寧に話をいただきたい。この2点をひとまずお願いさせていただきたいと思います。

それからもう一つ、新聞報道によれば和解も云々ということではありますが、危機管理部長は、検討したことはあるが県の主張が認められなかったからというふうに断定しているわけです。そのときの県の主張とは何だったのか、改めてお伺いいたします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）3点ほどお尋ねをいただきました。

1点目の必要数をきちんと精査しなかったのではないかとということでございますが、実は私はこれで危機管理の経験が7年目になりますけれども、常にコロナ対応は危機管理、災害対応と同じだというふうに申し上げてまいりました。その理由は、やはり刻一刻と状況が変わるということで、初動対応で常に先手を打ってやらなければいけないという考えでやっておりました。

例えば、熊本地震などでもありましたように、物資が不足するときにはプッシュ型で、とにかく必要であると思われるものを少し余分でも持っていくということをやっております。私どもの気持ちとすれば、早急に手に入れて、プッシュ型で医療機関の窮状をとにかく助けたいという一心でございました。

それから、面談についてですが、面談いたしましたときには、購入を検討するという事は申し上げましたけれども、明確に契約をするといったようなお約束はしていないと認識しております。

それから、和解案につきましては、これは控訴の理由にも関わってくるところでございますけれども、何分今申し上げたように非常に緊急事態であったことで通常とは違う手続をしたということがございます。そういった私どもの主張があまり認められなかったということ、それから、相手方がキャンセルを承諾していたと私どもは主張してございまして、随分時間が経ってから訴訟が起こされたということで、信義則上いかなものかというような主張もしてございまして、そんなところも裁判官にはあまり受け入れられなかったというようなことなどるご

ざいまして、これは和解案として受け入れることはできないだろうという判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）答弁いただきました。8万着云々について、先手先手で取り組む、そしてプッシュ型でやるのだと、これが8万着だったわけですね。結果として半分以下、3分の1近い3万着ですよ、買ったのは。状況説明書で8万着いいよと言っている。このことは納得がいきませんね、そんな点が一つあります。

それから、結果的に株式会社カタセさんに決まったのですが、どの段階でカタセさんという会社が出てきたのか。最初に出てきたそのいきさつを答弁いただいて、私の質問を終わります。危機管理部長をお願いします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）2点お尋ねをいただきました。

まず、物品購入状況説明書でございますけれども、これは、もちろん契約書ではございませんし、私どもとすれば、検討しているというだけで、契約に必要な書類という認識ではなかったものでございます。私どもは裁判でも主張しておりますが、輸入をする際に必要なものでどうしても出してほしいという相手方の求めに応じて出したという経過でございます。

それから、カタセさんという名前は、先ほども答弁申し上げましたように、本当にいろいろな事業者の方から、こんな製品があるんだけれどもいかがでしょうかと、当時5月の連休中だったというふうに記憶しておりますけれども、いろいろな業者の皆様からお問合せや御提案をいただいている中で、5月中にある程度まとまった数の防護服を納入できる事業者はたまたまカタセだけであったということでございます。

以上でございます。

○副議長（埋橋茂人君）以上で第77号の事件案に対する質疑は終局いたしました。

---

#### ●知事提出議案委員会付託

○副議長（埋橋茂人君）次に、第77号の事件案を危機管理建設委員会に付託いたします。

危機管理建設委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表はお手元に配付したとおりであります。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

---



午後 3 時30分開議

○議長（佐々木祥二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

●委員会審査報告書提出報告

○議長（佐々木祥二君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、危機管理建設委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「6 委員会審査報告書」参照〕

---

●危機管理建設委員長の報告

○議長（佐々木祥二君）危機管理建設委員長の報告案件を本日の日程に追加いたします。

危機管理建設委員長の報告案件を議題といたします。

危機管理建設委員長の報告を求めます。

寺沢功希委員長。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）危機管理建設委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（佐々木祥二君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）質疑を終局いたします。

委員長の報告案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告どおり決定いたしました。

---

○議長（佐々木祥二君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明22日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時32分延会